

令和3年度
自己点検評価書

令和5(2023)年2月
青森中央学院大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	58
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 青森中央学院大学の建学の精神・基本理念

学校法人青森田中学園は昭和 21 (1946) 年、終戦直後の廃墟と化した青森市に創立された。その後、地域の発展に伴って本学園も徐々に発展を遂げる中、平成 10 (1998) 年に青森中央学院大学が開学、わが国で初めての経営法学部が設置された。平成 16 (2004) 年には、大学院地域マネジメント研究科 (修士課程) を設置、同年、青森中央学院大学に地域マネジメント研究所が設置された。平成 26 (2014) 年には看護学部看護学科が設置され、二学部体制となった。

青森中央学院大学は建学の精神として「愛あれ、知恵あれ、真実 (まこと) あれ」を掲げている。「愛あれ」とは、キリスト教のアガペの愛、仏道での慈悲の語で表されるものに近く、いつくしみを愛する「慈愛」のことであり、「知恵あれ」とは、ものごとの識別に使われる知恵とそれを超える統合的な知恵を含んだ優れた知恵「英知」あれということである。また、「真実あれ」とは、真の世界をとらえることで、科学的知識・技能を超え絶対的な真理をとらえることである。高い教養と専門的知識・技能をそなえた豊かな人格形成は、「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」が渾然一体となってこそ形成される。青年後期のアイデンティティを確立する大切な時に、本学の建学の精神にそった 4 年間の学生生活を送ることは、若人のロマンとチャレンジ精神を発揚させ、生涯学習への豊かな稔りに連なるものでもある。

青森中央学院大学の教育理念は、「地域を愛し、世界を翔 (かけ) る」のスローガンの下、国際的視野を持って地域課題に取り組む人材を育成することであり、地域で活躍する高度専門人材の輩出が本学の使命である。

2. 青森中央学院大学の教育目標と教育方針

青森中央学院大学の教育目的は、教育基本法及び学校教育法、ならびに建学の精神に基づき、学校教育法の定めるところに従って、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材の育成にある。

青森中央学院大学の教育方針は、次の 4 点にまとめられる。

1. 学生が主体的に問題意識を深め、自ら学習を継続し、明日を創造する能力を育む。
2. 学ぶ側に立ち、学生が着実に理解し、身に付く教育を行う。
3. 単に知識を教えるだけでなく、知識を活用できる生きた知を教える。
4. 教員同士が連携を保ち、教育内容及び教育方法の有機的なつながりを持って教育を行う。

3. 青森中央学院大学の特色

青森中央学院大学は、開学以来一貫して地域の知的中核拠点としての役割を志向してきた。

経営法学部においては、産官学連携の下に積極的な教育研究を展開しており、特に学生教育においては、地域課題をテーマにアクティブ・ラーニング等によって実践的教育を進めてきた。また、小規模大学の利点を活かして少人数教育を徹底し、密度の濃い教育、学修支援を行っており、結果として、退学率の低下、高い就職率が維持されている。就職支援に関しては、公務員志望者が多いことから、公務員講座にも力を入れており、高い公務員合格実績を挙げている。さらに国際化の推進も開学以来の特色で、現在はアジア圏の 5 か国と 1 地域からの留学生が在籍しており、海外交流協定締結大学は 27 大学を数える。近年は COVID-19 パンデミックのため、国際交流の停滞を余儀なくされているが、未入国学生対象のオンライン授業や学修支援を実施し、日本人学生に対してはオンライン留学プログラムへの参加支援を行うなど、継続して国際化の推進に注力してきた。

看護学部においては少人数教育に加えて、実践を重視した教育を展開しており、充実したシミュレーション教育と臨地実習の充実を図っている。ここ数年のパンデミックの影響により、臨地実習が予定通り進まない場面もあったが、充実したシミュレーション教育が効果を発揮している。看護学部においても国際化は特色の一つであり、タイのチュラロンコン大学看護学部、サイアム大学看護学部との協定の下、学術交流を行ってきた。また、学生の短期海外留学の実績もあるが、現状は、オンライン留学プログラムを受講している。看護師国家試験に関しては、毎年全国平均を大きく上回る合格率を達成しており、就職率も 100% を継続している。また、令和 2 (2020) 年からは、青森県内で最初の取組となる看護師特定行為研修を開始し、5 名 (令和 3 年からは 6 名) の研修修了者が県内医療機関で活躍している。

大学院地域マネジメント研究科においては、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメント力を持った高度な職業人の養成を目的としている。現在は在籍者の大部分を留学生が占めているが、留学生としての視点から地域課題に取り組む独創的な研究を含め、活発な大学院教育研究を進めている。特に、国際性を活かしたグリーンツーリズム、スポーツツーリズムなどについて、地域との緊密な連携の下に教育研究成果の社会還元にも努めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

(※太字は青森中央学院大学関連事項)

昭和 21(1946)年 6 月	青森珠算簿記学院 (現 青森中央経理専門学校) 並びに青森裁縫学院 (現 青森中央文化専門学校) 創立
昭和 31(1956)年 3 月	学校法人田中学園 設置認可
昭和 45(1970)年 1 月	学校法人青森田中学園に組織変更
昭和 45(1970)年 4 月	青森中央女子短期大学開学 (現 青森中央短期大学食物栄養学科)
昭和 46(1971)年 4 月	青森中央女子短期大学附属第一幼稚園 (現 認定こども園青森中央短期大学附属第一幼稚園) 開設
昭和 49(1974)年 4 月	青森中央短期大学幼児教育学科 (現 青森中央短期大学幼児保育学科) 開設
昭和 55(1980)年 4 月	青森中央短期大学第二附属幼稚園 (現 認定こども園青森中央短期大学附属第二幼稚園) 開設
昭和 56(1981)年 4 月	青森中央短期大学附属第三幼稚園 (現 認定こども園青森中央短期大学附属第三幼稚園) 開設
昭和 63(1988)年 4 月	青森中央短期大学経営情報学科開設
平成元(1989)年 4 月	青森中央短期大学専攻科福祉専攻科移設
平成 10(1998)年 4 月	青森中央学院大学 (経営法学部経営法学科) 開学 (青森中央短期大学経営情報学科学学生募集停止) 本部棟・図書館棟・プール棟・国際交流会館竣工
平成 11(1999)年 4 月	経営法学部に教職課程 (中学校社会・高等学校公民) を設置 青森公立大学と単位互換協定締結
平成 12(2000)年 10 月	大連外国語学院 (中国) との交流に関する協定を締結
平成 13(2001)年 8 月	上海大学 (中国) 短期留学プログラム開始
	平成 14(2002)年 10 月 学術交流会館竣工 野球場・陸上競技場・サッカー場・テニスコート完成
	アメリカ留学プログラム (南メイン大学他) 開始
平成 15(2003)年 4 月	ボクシングジム完成
平成 16(2004)年 1 月	タイ国立カセサート大学との交流に関する協定を締結
平成 16(2004)年 4 月	青森中央学院大学大学院 (地域マネジメント研究科) 開設 青森中央学院大学地域マネジメント研究所開設 経営法学部に教職課程 (高等学校商業) を設置 地域マネジメント研究科に教職 (専修) 課程 (中学校社会、高等学校公民・商業) を設置 上級秘書士課程を設置
	柔道場完成
平成 18(2006)年 4 月	青森中央短期大学看護学科開設・7号館竣工 図書館増設

平成 19(2007)年 3 月	ベトナム国立貿易大学と交流に関する協定を締結
平成 19(2007)年 5 月	運城学院（中国）と交流に関する協定を締結
平成 20(2008)年 2 月	青森県十和田市と連携協力協定を締結
	青森地域大学間連携協定を締結
平成 20(2008)年 4 月	学習支援センター開設
	国際語学サポートセンター開設
平成 20(2008)年 5 月	吉林化工学院（中国）と交流に関する協定を締結
平成 20(2008)年 6 月	青森中央学院大学開学 10 周年記念総合運動場完成
平成 20(2008)年 9 月	戦略的大学連携支援事業の共同実施に関する協定を締結
平成 20(2008)年 12 月	青森中央学院大学開学 10 周年記念式典・祝賀会挙行
平成 21(2009)年 3 月	青森中央短期大学 平成 20 年度第三者認証評価の結果適格と認定（財団法人 短期大学基準協会）
平成 22(2010)年 3 月	青森中央学院大学 平成 21 年度第三者認証評価の結果適格と認定（財団法人 日本高等教育評価機構）
平成 22(2010)年 4 月	青森中央学院大学経営法学部経営法学科 中学校教諭一種免許状（社会）高等学校教諭一種免許状（公民・商業）認定
	青森中央短期大学食物栄養学科 中学校教諭二種免許状（家庭）栄養教諭二種免許状認定、幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状認定
平成 22(2010)年 5 月	青森中央短期大学開学 40 周年記念式典挙行
平成 22(2010)年 8 月	僑光科技大学（台湾）と交流に関する協定を締結
平成 22(2010)年 10 月	青森中央短期大学開学 40 周年記念祝賀会挙行
平成 22(2010)年 10 月	青森中央短期大学がタイ国立チュラロンコン大学看護学部と学術協定を締結
平成 22(2010)年 10 月	上海大学国際交流学院（中国）と交流に関する協定を締結
平成 23(2011)年 2 月	泰日工業大学（タイ）と交流に関する協定を締結
平成 24(2012)年 4 月	青森中央文化専門学校服飾一般課程の廃止
平成 24(2012)年 12 月	ユーパラウウィッタヤライスクール（タイ）、ワーリーチェンマイスクール（タイ）、モンフォートカレッジ（タイ）、ダーラーアカデミー（タイ）、プリンスロイヤルカレッジ（タイ）と交流に関する協定を締結
平成 25(2013)年 3 月	青森中央短期大学看護学科がタイ国立チュラロンコン大学看護学部と国際シンポジウムを開催（於：タイ・バンコク）
平成 25(2013)年 5 月	南台科技大学（台湾）、南開科技大学（台湾）、チューヴァンアンハイスクール（ベトナム）と交流に関する協定を締結
平成 25(2013)年 10 月	青森中央学院大学経営法学部経営法学科の入学定員を 150 人に変更
平成 25(2013)年 10 月	青森中央学院大学看護学部看護学科設置認可 入学定員 80 人
平成 26(2014)年 2 月	7 号館増築、2 号館新築

平成 26(2014)年 3 月	青森市横内町会と連携・協力に関する協定を締結
平成 26(2014)年 4 月	青森中央学院大学看護学部看護学科開設 青森中央短期大学看護学科募集停止
平成 26(2014)年 7 月	東北師範大学人文学院（中国）と交流に関する協定を締結 青森中央学院大学看護学部開設記念式典・記念講演・記念パーティー挙行 青森中央学院大学看護学部とチュラロンコン大学看護学部とで交流に関する協定を締結
平成 26(2014)年 11 月	呉鳳科技大学（台湾）と交流に関する協定を締結 レジーナセーリーカレッジ（タイ）と交流に関する協定を締結 青森中央学院大学とサイアム大学看護学部（タイ）とで交流に関する協定を締結
平成 27(2015)年 1 月	青森市横内地区 10 町会と青森中央学院大学他と横内地区まちづくり協議会を設立
平成 27(2015)年 3 月	青森市と包括的な連携に関する協定を締結 尊孔独立中学（マレーシア）、レクイドンハイスクール（ベトナム）、クオックホックハイスクール（ベトナム）、チュンヴォンハイスクール（ベトナム）と交流に関する協定を締結
平成 27(2015)年 10 月	むつ市および弘前大学とむつ市にむつサテライトキャンパスを設置
平成 28(2016)年 3 月	久留米大学と大学間連携に関する協定を締結
平成 29(2017)年 3 月	青森中央学院大学 平成 28 年度大学機関別認証評価の結果 大学評価基準に適合と認定（公益財団法人 日本高等教育評価機構）
平成 30(2018)年 3 月	新体育館、スポーツ屋内練習場、人工芝サッカー場竣工
平成 30(2018)年 4 月	青森中央学院大学別科助産専攻（定員 5 名）開設
平成 31(2019)年 4 月	青森中央学院大学経営法学部経営法学科の収容定員 700 人の変更は行わず、入学定員を 150 人から 165 人、2 年次編入学定員を 20 人から 8 人、3 年次編入学定員を 20 人から 8 人に変更
令和 2(2020)年 8 月	青森中央文化専門学校服飾高等課程の廃止認可

2. 本学の現況

・ 大学名

青森中央学院大学

・ 所在地

青森県青森市大字横内字神田 12 番地

・ 学部構成

学 部 経営法学部 経営法学科

看護学部 看護学科

大学院 地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻（修士課程）

・ 学生数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学部名	学科名	1 年	2 年	3 年	4 年
経営法学部	経営法学科	179	178	180	192
看護学部	看護学科	85	80	94	93

大学院	専攻	1 年	2 年
地域マネジメント研究科	地域マネジメント専攻 （修士課程）	10	4

・ 教員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手
経営法学部	経営法学科	15	7	10	-	-
看護学部	看護学科	11	5	4	7	5

・ 職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

所属名	専任職員	常勤嘱託職員
大学	48	7

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。

<大学>

大学の使命・目的は、「青森中央学院大学学則（以下大学学則）」第 1 条第 1 項に、「青森中央学院大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用的能力を展開させ、国際社会、国家及び地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」と明確に定めている【資料 1-1-1】。

また、本学の教育方針として、次の通り明示している【資料 1-1-2】。

- (1) 学生が主体的に問題意識を深め、自ら学修を継続し、明日を創造する能力を育む。
- (2) 学ぶ側に立ち、学生が着実に理解し、身に付く教育を行う。
- (3) 知識を単に学ぶだけではなく、知識の活用を図り、生きた「知」を教える。
- (4) 教員同士が連携を保ち、教育内容及び教育方法の有機的なつながりを持って教育を行う。

大学の使命・目的を踏まえて、経営法学部と看護学部の教育目的は、「大学学則」に明記されている。

経営法学部

「大学学則」第 1 条第 2 項において、「経営法学部は、豊かな人間性に立ち、よりよき人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成することを目的とする。」と明確に定めている【資料 1-1-3】。

看護学部

「大学学則」第 1 条第 3 項において、「看護学部は、生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健

医療福祉に貢献できる人材を養成することを目的とする。」と明確に定めている【資料 1-1-4】。

<大学院>

大学院の使命目的は「青森中央学院大学大学院学則（以下、大学院学則）」第 2 条に「本学大学院は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、学校教育法のと定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授・研究し、もって社会の進展に寄与することを目的とする。」と定められている【資料 1-1-5】。また、大学院地域マネジメント研究科の目的は大学院学則第 2 条 2 項に「地域マネジメント研究科は、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成することを目的とする。」と定められている【資料 1-1-6】

<エビデンス集>

- 【資料 1-1-1】 青森中央学院大学学則第 1 条
- 【資料 1-1-2】 令和 3 年度学生便覧 6 頁、大学ホームページ
- 【資料 1-1-3】 青森中央学院大学学則第 1 条第 2 項
- 【資料 1-1-4】 青森中央学院大学学則第 1 条第 3 項
- 【資料 1-1-5】 青森中央学院大学大学院学則第 2 条
- 【資料 1-1-6】 青森中央学院大学大学院学則第 2 条第 2 項

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

<大学・大学院>

大学、大学院の使命・目的及び学部、研究科の教育目的は、「大学学則」及び「大学院学則」に簡潔に明示されている【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】。

また、これらの使命・目的と教育目的は、本学ホームページ、学校案内にも簡潔に明示されているとともに、学生に入学年度当初に配布する「学生便覧」にも記載し、周知を図っている【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】。

<エビデンス集>

- 【資料 1-1-7】 青森中央学院大学 学則 第 1 条第 1 項～第 3 項
- 【資料 1-1-8】 青森中央学院大学大学院 学則 第 2 条第 1 項、第 2 項
- 【資料 1-1-9】 令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 6 頁、151 頁
- 【資料 1-1-10】 2021 年度青森中央学院大学大学院学生便覧 2 頁、27 頁

1-1-③ 個性・特色の明示

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

<大学>

本学の個性・特色は、学校法人青森田中学園の建学の精神、すなわち「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、教育目的に具現化されている。「愛あれ」とは慈しみ愛する「慈愛」のことであり、「知恵あれ」とは優れた知恵「英知」あれとのことである。そして「真実あれ」とは絶対的な真理の把握をめざすということである。これらを渾然一体として教育目的である、広い教養と深い専門的知識・技能並びに豊かな人格形成に役立てようとするものである【資料 1-1-11】。具体的に各学部のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に反映させている【資料 1-1-12】。

具体的な本学の個性・特色の第一は、地域貢献の理念であり、地域に密着し、地域産業の振興および地域の保健医療福祉にいかにして貢献するかを常に問い、地域の要請に応え、時機に即した教育を具体的に展開していることである【資料 1-1-13】。

その第二は、国際化対応であり、本学の教育目的を「国際社会、国家及び地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材を養成する」こととしている。具体的にはアジア諸国からの留学生を迎えるとともに本学学生の海外留学を推奨し、そのための経済的支援も行っている。

その第三は、知的・道徳的及び応用的能力を育成するための「少人数教育の実施」であり、ゼミナール形式の演習は両学部ともに1年次から開講している。経営法学部では、必修科目や教養科目については複数のクラスで開講することにより、適切なクラスサイズを保てるように配慮している【資料 1-1-14】。看護学部では、少人数教育によってさらに科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を育成しており、臨地実習は勿論、各演習科目においても少人数教育を主体に展開している。このことについては、学校案内、ホームページに明示している【資料 1-1-15】。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科は、地域社会に貢献する高度な職業人の養成を目指している。近年グローバルビジネスが一段と深まるにつれて、国内外の法制度やグローバル経営など実践的な知識と問題発見・解決能力などが求められている。地域マネジメント研究科修了生の多くが留学生であり、日本企業に就職する修了生も少なくない【資料 1-1-16】。また、企業に就職した後に起業する修了者もみられ、その意味では、専門性と同時に幅広い知識と経験が必要となるが、地域マネジメント研究科は、創造的・応用的・総合的なマネジメント力を磨くのに適している。留学生は母国企業と青森県の企業や行政組織との双方向交流などでの仲介役としても貢献している。

<エビデンス集>

【資料 1-1-11】 令和3年度青森中央学院大学学生便覧 5～6 頁

【資料 1-1-12】 令和3年度青森中央学院大学学生便覧 25～27 頁

【資料 1-1-13】令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 42 頁（カリキュラム・マップ「地域探究」、地域連携・高大連携一覧

【資料 1-1-14】経営法学部令和 3 年度第 1 回教授会資料（学務委員会議事録）

【資料 1-1-15】看護学部令和 3 年度第 1 回教授会資料（学務委員会議事録）、令和 3 年度学校案内

【資料 1-1-16】経営法学部令和 4 年度第 1 回教授会資料（令和 3 年度進路・活動状況）

1-1-④ 変化への対応

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

<大学>

青森中央学院大学学則第 2 条第 1 項において、本学は「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている【資料 1-1-17】。

経営法学部では、平成 25（2013）年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を策定し、平成 26（2014）年度から、これらの三つの方針に則って改編した教育課程を実施している【資料 1-1-18】。

看護学部は、青森中央短期大学看護学科を改組転換し、平成 26（2014）年度に開設された。この目的は、より豊かな人間性と科学的根拠に基づいた看護実践能力・問題解決力等を有し、チーム医療の一員として地域に貢献できる人材を育成することにある。これに合わせて、学部の理念・目的と三つのポリシーを定めている【資料 1-1-19】。

<エビデンス集>

【資料 1-1-17】青森中央学院大学学則第 2 条第 1 項

【資料 1-1-18】令和 3 年度学生便覧 25～26 頁

【資料 1-1-19】令和 3 年度学生便覧 69～70 頁

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の教育目的を検証する中で、三つのポリシーの見直しの必要性が認識され、現在その作業に入っている【資料 1-1-20】。今後も使命・目的、教育目的の見直しや、三つのポリシーの整合性などを継続的に点検・評価する。

<エビデンス集>

【資料 1-1-20】令和 3 年度第 2 回大学経営会議教学マネジメント会議議事録

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神から導かれる使命・目的、教育目的と、実際の教学に結び付ける三つのポリシーを全体的に捉え、それらの整合性を絶えず点検・評価することが求められ、それを自己点検・評価委員会の主要業務と位置付けて、大学としての取組に定着させていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

<大学・大学院>

大学、大学院の使命・目的及び各学部の教育目的の策定及び改定などは、大学経営会議、学部教授会、研究科委員会の議を経て定められ、教職員の理解と支持を得ている。これらの策定及び改定については、最終的に理事会において承認を得ることになっている。

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

<大学・大学院>

使命・目的、教育目的については、学生便覧に記載し、学生に配布している【資料 1-2-1】。また、新入生オリエンテーション・ガイダンス等における学長、研究科長、学部長の講話において、学生の理解をうながす説明を行っている【資料 1-2-2】。

学外への周知については、大学ホームページ、対外的に配布する学校案内等にも、建学の精神、大学の教育目的・教育方針を示し周知を図っている【資料 1-2-3】。

<エビデンス集>

【資料 1-2-1】 学生便覧（大学）6 頁、学生便覧（大学院）2 頁

【資料 1-2-2】 令和 3 年度新入生オリエンテーション・ガイダンス資料

【資料 1-2-3】 青森中央学院大学ホームページ、学校案内

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。

<大学・大学院>

「青森中央学院大学中期計画 2018～2022 年度」を定め、建学の精神、教育目的・教育方針を踏まえ、組織横断的な課題を中心に 13 の実施事業を定めている【資料 1-2-4】。

また、建学の精神や使命・目的及び教育目的を反映させるため、「学校法人青森田中学園中期経営計画 2021～2025 年度」を策定している【資料 1-2-5】。この計画は、「入試

広報戦略」「教育改革・学生支援戦略」「グローバル化戦略」「キャリア支援戦略」「地域連携・地域貢献戦略」「研究活動推進戦略」「経営基盤安定化戦略」「教育環境整備戦略」「ブランドイメージ戦略」を重点項目として設定し、それぞれ基本方針と目標、具体的な年度計画を掲げている。

<エビデンス集>

【資料 1-2-4】青森中央学院大学中期計画 2018～2022 年度

【資料 1-2-5】学校法人青森田中学園中期経営計画 2021～2025 年度

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。

<大学・大学院>

本学の建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」は「高い教養と専門的知識・技能、豊かな人格形成」に一体として集約されると説明されており【資料 1-2-6】、これを受けて教育目的、教育方針が定められている【資料 1-2-7】、【資料 1-2-8】。

経営法学部

大学としての教育目的、教育方針に基づき、経営法学部の教育目的は「豊かな人間性に立ち、よりよき人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成すること」とされている【資料 1-2-9】。これをもとに、「個人と社会の発展の礎となる様々な組織が直面する諸問題に対して、規範的かつ創造的に解決する人材を養成すること」を目的にディプロマ・ポリシーを定め、さらに教育目標及びディプロマ・ポリシーの達成に対応したカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている【資料 1-2-10】。

看護学部

看護学部は、「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を養成することを目的とする。」と学則に定めている【資料 1-2-11】。この目的達成に向けて、ディプロマ・ポリシーでは、学士力と対応させて「態度・志向」「知識・理解」「技能・伝達」「総合・統合」の4つの視点に基づいて5つの項目を設定、さらに教育目標及びディプロマ・ポリシーの達成に対応したカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている【資料 1-2-12】。

大学院地域マネジメント研究科

地域マネジメント研究科は「法律的な思考と知識を経営的な意志決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成すること」を目的にしている【資料 1-2-13】。この教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを策定し

ている。ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを明確にしている。また、ディプロマ・ポリシーに示した人材を養成するために必要な能力をアドミッション・ポリシーに示している【資料 1-2-14】。

<エビデンス集>

- 【資料 1-2-6】 建学の精神（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 5 頁、令和 3 年度青森中央学院大学大学院学生便覧 1 頁）
- 【資料 1-2-7】 教育目的（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 6 頁）
- 【資料 1-2-8】 教育方針（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 6 頁）
- 【資料 1-2-9】 経営法学部教育目的（青森中央学院大学学則第 1 条第 2 項）
- 【資料 1-2-10】 経営法学部三つのポリシー（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 25 頁）
- 【資料 1-2-11】 看護学部教育目的（青森中央学院大学学則第 1 条第 3 項）
- 【資料 1-2-12】 看護学部三つのポリシー（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 69 頁）
- 【資料 1-2-13】 地域マネジメント研究科教育目的（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学院学生便覧 2 頁）
- 【資料 1-2-14】 地域マネジメント研究科三つのポリシー（青森中央学院大学ホームページ、令和 3 年度青森中央学院大学院学生便覧 3 頁）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。
--

<大学・大学院>

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織として「経営法学部」「看護学部」、「大学院地域マネジメント研究科」、及び「大学院附属地域マネジメント研究所」を設置している。平成 10（1998）年 4 月に「経営法学部」を設置し、平成 26（2014）年 4 月に青森中央短期大学看護学科から改組して「看護学部」を設置して 2 学部体制とした。平成 16（2004）年 4 月に「大学院地域マネジメント研究科」及び附属機関として「地域マネジメント研究所」を設置した。

また、法人組織である図書館情報センター、国際交流センター、入試広報センター、キャリア支援センター、学習支援センター、地域連携センター、基幹教育センターを設置して互いに連携を図っている。

経営法学部

経営法学部の専門領域として、大きく 3 つの領域「経営領域」「法律領域」「関連領域」で構成している。令和 3（2021）年度については「経営領域」教授 5 名、准教授 2 名、

講師 3 名、「法律領域」教授 2 名、准教授 2 名、講師 3 名、「関連領域」教授 3 名、准教授 2 名、講師 2 名を配置して、教育研究組織を整備している。

看護学部

看護学部の教育目的を踏まえて、教育研究組織を「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 8 領域で構成している。令和 3 (2021) 年度は「基礎看護学」領域では教授 2 名、准教授 2 名、助手 1 名を、「成人看護学」領域では、教授・准教授・講師・助教各 1 名を配置している。「母性看護学」領域を含む 6 領域は、原則、教授または准教授・講師または助教、助手の各 1 名で構成している。臨地実習においては、実習担当非常勤講師を依頼している。

大学院地域マネジメント研究科

大学院の使命・目的及び教育目標を達成するために、教育研究組織として「大学院地域マネジメント研究科」、及び「大学院地域マネジメント研究所」を設置している。平成 10 (1998) 年 4 月に大学院地域マネジメント研究科を、平成 16 (2004) 年 4 月に附属組織として地域マネジメント研究所を設置した。地域マネジメント研究科教員として教授 9 名、准教授 3 名を配置し、地域マネジメント研究所には 11 名の教員と顧問 6 名、客員研究員 20 名が所属している。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

<大学>

社会諸事情の変化等により使命・目的及び教育目的の見直しの必要性を常に意識した点検評価を実施し、建学の精神を踏まえて、教職員・役員の理解を得られるよう、学部教授会、研究科委員会及び役員会等の適切な運営により、これを行う。使命・目的及び教育目的は現在でもオリエンテーションをはじめホームページや学校案内でも周知に努めているが、より分かりやすい表現の工夫を心がける。また、単に公表するだけでなく、いろいろな機会を利用して周知を図ることが重要である。

<大学院>

今後も、地域経済の長期的な停滞や国の諸制度の抜本的改正、経済社会のグローバル化やデジタル化の進展、国際政治の対立激化など事業環境の大幅変化も考えられる。このため、日頃から教育環境の変化や社会状況の変容などに適切に対応して、教育目的や三つのポリシーの検証・見直し応を適切に実施していく。

[基準 1 の自己評価]

大学、大学院の使命・目的及び教育目的を具体的にかつ簡潔に学則に記載して明文化している。また、本学の個性・特色は地域貢献の理念と国際化対応にあり、これらは教育目的にも反映している。これらは学内外に周知を図っている。教育研究組織として、経営法学部、看護学部、大学院地域マネジメント研究科、地域マネジメント研究所を設

置し、それぞれ教員を適正に配置している。さらに、変化への対応として現在三つのポリシーの見直しを行っており、今後も教育目的等を含めた基本方針の点検・見直しを継続して実施していく

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

本学のアドミッション・ポリシーは、平成 26 (2014) 年度の看護学部開設に合わせて経営法学部、看護学部それぞれの教育目的を踏まえて策定された【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】。

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページに掲載するとともに、学生募集要項、ガイドブック、学生便覧に明示し、周知を図っている。また、高等学校教員を対象とする進学説明会、オープンキャンパス、学生向け進学相談会、本学教員による学校訪問等において、これらを活用して説明している【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】。

経営法学部

経営法学部の教育目的は、「豊かな人間性に立ち、より良き人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人の養成を目指す」と定められ【資料 2-1-6】、これを踏まえて、アドミッション・ポリシーを次のように定めている。

1. 経営学や法学の専門知識を生かし、地域社会、国際社会のなかで活躍しようという意欲をもつ人
2. 人間性が豊かで、責任感のある人
3. 旺盛な知的好奇心を持ち、自ら積極的に学習や研究に取り組む意欲をもつ人
4. 学問のみならずサークルやボランティア活動で独自の優れた個性を発揮する意欲をもつ人

看護学部

看護学部の教育目的は、「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を養成すること」であり【資料 2-1-7】、これを踏まえてアドミッション・ポリシーを次のように定めている。

1. 人間の尊厳に対する感性を持ち、人を大切にできる人

2. 人が生まれ社会で生活していく過程を科学的に理解するための基礎学力を有している人
3. 人への関心を持ち、どのような人とも対等にコミュニケーションができ、協調性が図れる人
4. 主体的に行動できる人

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の教育目的は、「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人の育成を目的とする」と定められている【資料 2-1-8】。その実現のために、アドミッション・ポリシーを以下のように定めている。

1. 地域における課題を広くとらえ、日本あるいは世界の地域の発展に貢献しようとする強い意識を持つ人
2. 将来の目標を明確に持ち、基礎的専門知識および一般教養を身につけている人
3. 新時代を切り開く意欲と想像力に溢れる人

このアドミッション・ポリシーは、学内学部学生を対象とした大学院入試説明会で解説すると共に、大学院の募集要項、パンフレット、ホームページ等でも公表している【資料 2-1-9】。

<エビデンス集>

- 【資料 2-1-1】 経営法学部アドミッション・ポリシー（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学学生便覧 25 頁）
- 【資料 2-1-2】 看護学部アドミッション・ポリシー（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学学生便覧 69 頁）
- 【資料 2-1-3】 青森中央学院大学令和4年度学生募集要項
- 【資料 2-1-4】 青森中央学院大学ガイドブック 2022
- 【資料 2-1-5】 令和3年度青森中央学院大学学生便覧 25 頁、69 頁
- 【資料 2-1-6】 青森中央学院大学学則第1条第2項
- 【資料 2-1-7】 青森中央学院大学学則第1条第3項
- 【資料 2-1-8】 大学院地域マネジメント研究科教育目的（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学大学院学生便覧 2 頁）
- 【資料 2-1-9】 大学院地域マネジメント研究科アドミッション・ポリシー（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学大学院学生便覧 3 頁）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。

<大学>

○入学者選抜体制

入学者の選抜については、教員と入試広報課の職員からなる学部ごとの「入試広報委員会」を中核として全学体制で、厳正かつ適切に実施し、同委員会の事業活動 PDCA サイクルシートによりその検証を行っている【資料 2-1-10】。

入学者選抜試験の実施要項は、各学部の入試広報委員会が原案を作成し、学部教授会の議を経て学長が決定している。入学者選抜試験の実施においては、学長を本部長として、学部長・入試広報センター長・入試広報委員会委員長及び副委員長が入試実施本部の構成員となり、運営の統括をしている。可否の判定においては、各学部の入試広報委員会が原案を作成し、大学経営会議及び学部教授会の議を経て、学長が決定している【資料 2-1-11】。

なお、留学生に対する入学者選抜体制は、経営法学部の学務委員会内に国際交流センターの業務を兼務する学務委員(教員)と国際交流課職員(国際交流センター担当)からなる「国際交流小委員会」を置き、これに事務局次長・企画部長を加えた構成で、運営の統括を行っている。可否の判定については、国際交流小委員会が原案を作成し、大学経営会議及び学部教授会の議を経て、学長が決定している【資料 2-1-12】。

○入学者選抜方法

入学者選抜方法については、それぞれ学部のアドミッション・ポリシーに沿って、それぞれに相応しい学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用等の選抜方法を設定している。

令和3年度入試より、高大接続の観点から、全ての入学試験区分において調査書を活用している。活用方法については、入学試験区分によって異なるが、主な方法は学習成績の状況、資格等を段階別に点数化し、総合点に加点するものである。

経営法学部

経営法学部では、アドミッション・ポリシーに基づき広く多様な人材の受入れを可能とするために、総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校・公募)、スポーツ特別選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用、特別選抜、特待生選抜、留学生選抜を設定している【資料 2-1-13】。

令和3年度入試より、学力の3要素(①「知識・技能」②「思考力・判断力・表現力」③「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価することを目的とし、選抜方法の変更を行った。調査書の活用は、特別選抜と留学生選抜を除く試験区分において、学習成績の状況(旧評定平均値)や課外活動・取得した資格を段階別に点数化し、総合点に加点している。

看護学部

アドミッション・ポリシーに合致する学生を受入れ、本学部の教育目的にかなった人材を養成するために、さまざまな評価の観点から学校推薦型選抜（公募制）、一般選抜、大学入学共通テスト利用、特別選抜（社会人・帰国子女・留学生）等の多様な入学者選抜方法を実施し、志願者の能力や資質を総合的に評価・判定している【資料 2-1-13】。

令和3年度入試より、特別選抜（社会人・帰国子女・留学生）を除く試験区分において、調査書の、学習成績の状況や課外活動・取得した資格を段階別に点数化し、総合点に加点している。

<大学院>

○入学者選抜体制

入学者の選抜については、大学院教員と入試広報課の職員が厳正かつ適切に実施している。入学者選抜試験の実施要項は、研究科長及び入試広報課職員が原案を作成し、研究科委員会の議を経て学長が決定している。入学者選抜試験の実施においては、研究科長を本部長として、入試広報センター長・事務局長・大学院入試委員・入試広報課職員が入試実施本部の構成員となり、運営の統括をしている。合否の判定においては、入試委員会において原案を作成し、大学経営会議及び研究科委員会の議を経て、学長が決定している【資料 2-1-14】。

○入学者選抜方法

アドミッション・ポリシーに合致する学生を受入れ、大学院に対する社会的ニーズの多様化などに対応することを目的として、一般選抜試験、社会人特別選抜試験、外国人留学生特別選抜、AO 選抜試験を実施している【資料 2-1-15】。

<エビデンス集>

【資料 2-1-10】 令和3年度青森中央学院大学入試広報委員会 PDCA サイクルシート

【資料 2-1-11】 令和4年度青森中央学院大学入学試験実施要項

【資料 2-1-12】 青森中央学院大学国際交流小委員会規程

【資料 2-1-13】 令和4年度青森中央学院大学学生募集要項

【資料 2-1-14】 令和4年度青森中央学院大学大学院入学試験実施要項

【資料 2-1-15】 令和4年度青森中央学院大学大学院学生募集要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

<大学>

各学部における過去5年間の入学者の状況は、【表 2-1-1】の通りである。単年度では入学定員を確保することを目標にしつつ、収容定員に対しても適正な在籍者を確保するように努めている。

【表 2-1-1】 入学者の状況

学部	入学年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経営法学部	入学定員	150	150	165	165	165
	入学者数	194	198	188	183	189
	充足率	1.29	1.32	1.14	1.11	1.15
看護学部	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	93	93	94	84	85
	充足率	1.16	1.16	1.18	1.05	1.06

経営法学部

入学定員については、平成 26（2014）年度に定員変更をおこない、開設時に定めた 175 名から 25 名削減し、150 名とした。さらに、平成 31（2019）年度に編入学者数との調整を行い 165 名として今日に至っている。令和 4（2022）年度の入学者数は 189 名、充足率 1.15 倍として入学定員を充足している。収容定員に対する在籍学生比率は 1.04 である。

看護学部

入学定員は 80 人で、平成 26（2014）年 4 月に開設以来、常に入学定員を充足している。収容定員に対する在籍学生比率は 1.10 である。

<大学院>

本研究科における過去 5 年間の入学者の状況は、【表 2-1-2】の通りである。特に近年は、新型コロナウイルスの影響による留学生の減少が大きく響いていたが、令和 4（2022）年度は、充足率 1.0 となり、入学定員に沿った入学者数を確保している。収容定員に対する在籍学生比率は 0.55 である。

【表 2-1-2】 入学者の状況

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学定員	10	10	10	10	10
入学者数	7	5	6	4	10
充足率	0.70	0.50	0.60	0.40	1.00

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

アドミッション・ポリシーを踏まえた入学試験の在り方を、IR を含めた情報に基づいて絶えず検証する。入試広報のみならず、大学全体の取組を点検評価することによって、志願者の確保を目指す。

経営法学部

本学の強みや特徴等の広報活動、受験者動向調査、入学試験制度の検証、高大連携の推進などにより、志願者増を図ることが必要であり、また、多様な入学者の受け入れを目的とした検討が求められる。

看護学部

入試広報活動に力を入れるとともに、入試制度の検証を行う。高大連携事業の推進を図る。

<大学院>

本研究科の教育内容を更に高めていくと共に、積極的な広報活動を展開していく必要がある。具体的には、学部からの大学院進学促進、社会人入学者の拡大、国際交流の拡充、大学院修了者の就職活動支援などにより、安定した学生受け入れを目指す。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画実施体制を適切に整備・運営しているか。

<大学・大学院>

学修支援は学園共通組織である学習支援センターとセンター内に設置されている学生相談室、健康管理室を中心に実施している。学習支援センターは、学務委員会やゼミ担当教員（経営法学部）・クラスアドバイザー（看護学部）と連携し、必要に応じて情報を共有して、個々の学生の学修支援を実施している。学修支援に関する方針・計画実施体制については、青森田中学園学習支援センター規程に定めており【資料 2-2-1】、毎年度作成している同センターの事業活動 PDCA サイクルシートにより検証改善を図っている【資料 2-2-2】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-1】 学校法人青森田中学園学習支援センター規程

【資料 2-2-2】 令和3年度学習支援センターPDCA サイクルシート

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

障がいのある学生への配慮を行っているか。

<大学・大学院>

在学生及び入学予定者または保護者から支援・配慮の要請があった場合、学習支援センターが相談窓口となって、支援・配慮の内容を検討した上で最終的に学部長が実施を決定し、本人及び保護者の同意を得たうえで支援を実施している。配慮内容は状況に応じた座席位置の指定、定期試験の別室受験、配布資料や課題等に関する配慮などが中心となっている【資料 2-2-3】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-3】 青森中央学院大学障害学生支援規程

オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

<大学>

各教員にオフィスアワーの希望日時を確認し、全教員オフィスアワーを設定している。オフィスアワーは、掲示（掲示板・ポータルサイト）で全学生に周知している【資料 2-

2-4】。

<大学院>

入学直後から個々の大学院生に指導教員と副指導教員が配置されており、演習科目の時間やオフィスアワー制度などを利用して様々な相談を受けると共に、必要に応じて他の大学院を担当している教員も大学院生相談や修学支援を実施している【資料 2-2-5】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-4】 青森中央学院大学令和3年度オフィスアワー一覧

【資料 2-2-5】 2021年度青森中央学院大学大学院学生便覧 25頁

教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

<大学・大学院>

教員の教育活動を支援するために、「学内ワークスタディ制度」を設定している。本制度は、学内の各種業務への従事を通して、在学中に職業意識や職業観を養うとともに、経済的な困難に対する支援を行う制度で、教員の教育支援活動としては、学習・学生生活に関する相談を行う「学修サポーター」、図書館での学習支援を行う「ラーニングコミュニティ・チューター」、留学生による「翻訳支援」がある【資料 2-2-6】。また、本学に在籍する外国人留学生に対して、教育活動を支援するために「外国人留学生支援のためのチューター制度」を設定している【資料 2-2-7】。

<エビデンス集>

【資料 2-2-6】 青森中央学院大学学内ワークスタディ制度規程

【資料 2-2-7】 青森中央学院大学外国人学生支援のためのチューター制度実施要項

中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。

<大学>

経営法学部

学修に困難のある学生については、教員と事務職員の協働により、早期発見から対応までの一連のサイクルが確立され、十分に機能している。すなわち、①学務委員会が、必修科目である探究の基礎（1年生）、専門演習Ⅰ（2年生）、専門演習Ⅱ（3年生）及び専門演習Ⅲ（4年生）の出席率を集約し、②出席率が低い学生を学務委員会が把握し、学部教授会において報告している。さらに、③各教室の出席管理端末により学生の出席状況を学習支援センターが把握し、④その結果又は経過を、学部教授会に報告している【資料 2-3-8】。また、単位修得状況に困難のある学生については、各学期始めの始業ガイダンスの際に、学務委員が面談をし、その結果を演習担当教員及び学部教授会に報告している。休学者が生じた場合には、演習担当教員・学務課職員・学習支援センター員が生活状況の確認をとり、復学後の履修相談に応じる等のフォローをしている。過去5年間における退学率は以下の通りである【表 2-2-1】。

【表 2-2-1】過去 5 年間の退学率（青森中央学院大学 経営法学部）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
在籍者数（人）	693	729	740	737	729
退学者数（人）	33	37	31	26	21
退学率（％）	4.76	5.08	4.19	3.53	2.88

看護学部

看護学部では、学修を支援するためにクラスアドバイザー（担当教員）を配置し、クラスアドバイザーを中心に、学生個々の学修・学生生活について継続的に支援している。学生の単位取得状況や授業態度等について教員間の情報交換を密にし、指導および支援を要する学生（成績不振や欠席がちなど）については随時面談を実施している。クラスアドバイザーは学生の第一相談者の役割を務めている。停学者については、クラスアドバイザー・学務課職員・学習支援センター員が定期的に生活状況の確認をとり、復学後の履修相談に応じる等のフォローをしている。下記に示すように、退学者は各年度で若干名存在する【表 2-2-2】。指導および支援が必要と判断され、当該学生および保護者に複数回の対応をした上で退学となった学生である。

【表 2-2-2】過去 5 年間の退学率（青森中央学院大学 看護学部）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
在籍者数（人）	358	365	365	356	351
退学者数（人）	6	8	9	8	5
退学率（％）	1.68	2.19	2.47	2.25	1.42

<大学院>

中途退学者、休学者などへの対応は、指導教員や学務課を通じて研究科長に報告され、研究科長が対象学生と直接面談して対応の必要がある場合は研究科委員会で慎重に議論した上で、学長の判断により適切な対応措置をとる体制となっている。【表 2-2-3】

【表 2-2-3】過去 5 年間の退学率（大学院地域マネジメント研究科）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
在籍者数（人）	21	20	12	11	11
退学者数（人）	0	1	1	0	0
退学率（％）	0.00	5.00	8.33	0.00	0.00

<エビデンス集>

【資料 2-2-8】学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議議事録

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

要支援学生の対応と障がいのある学生への配慮については、十分な対応をしており、退学率は年々減少傾向であるが、更にきめ細かい対応により、退学・休学・留年者を減少させる努力が必要である。

<大学院>

学生一人ひとりの専攻に相応しい学修を実現するため、提出された研究計画書に基づき面談を行って本人の希望に沿いつつ、大学院の学修が適切に遂行できるように指導・助言している。これをより効果的に機能させるために、研究開始後数か月の時点で研究内容などを再検討した修正研究計画書について議論する機会を設けることを計画している。また、必要に応じて学外の専門家のアドバイス等を受けることも想定し、大学院全体として大学院生一人ひとりの研究活動を支える体制の充実を図っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

<大学>

キャリア教育のための支援体制は、学校法人青森田中学園のキャリア支援センターと大学のキャリア支援委員会が一体となり、構築されている。キャリア支援センターは、大学のみならず学園の設置校である青森中央短期大学、青森中央経理専門学校、青森中央文化専門学校の教員及び事務職員から構成され、地域や産業界の期待に応え得る実践力・行動力ある人材育成に向けて、個々人のキャリア形成に向けた学園共通の支援活動全般を行っている【資料 2-3-1】。大学のキャリア支援委員会は、経営法学部、看護学部の教員及び事務職員から構成され、キャリア支援センターと一体となって、学生が納得できる就職を通じて職業的自立をすることに加え、人生のキャリアを積み重ね、社会的自立を進めていけるよう、教育課程内外を通じて入学から卒業まで、きめ細かい個別支援体制を構築している。【資料 2-3-2】。

経営法学部

経営法学部では、1年次から3年次まですべての学期に「キャリア・プランニング」の科目を設定し、うち、1年次前学期と3年次後学期は必修科目としている。1年次ではコミュニケーション力の向上を主眼に、コミュニケーション・プラクティスを外部の専門家と共に継続実施している。その他には、本学卒業生とお互いに質問をやり取りする卒業生とのトークセッション等も行い多面的にコミュニケーション力の向上を図っている。2年次では流通をテーマとした課題解決型のプログラムとして、「G コマース」と称する地元企業との連携事業を継続実施している。これは前学期が座学中心、後学期がワークショップ中心で進められるプログラムである。その他、実践的な就職対策の要素も徐々に取り入れている。3年次ではより実践的な就職活動支援として、筆記試験対策、身だしなみの講習会、模擬面接等をカリキュラムに組み込みながら、就職活動解禁の直後には県内外の企業約50社の協力を得て、独自の学内企業セミナーを実施している【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】。4年次では就職活動が本格化するので、相談者への個別支援が主体となる。納得する進路、自身の強みの発見、熱意を伝える書類作成等へのアドバイスを通じ、キャリア教育を進めている。

インターンシップについては、地元企業や卸団地の協同組合等に働きかけ、新たな受け入れ企業の発掘に努める一方、学生にはその重要性を知らしめる説明会等を開催し、大学経由のインターンシップ体験者の増加に取り組んでいる。令和3年度からは、事前研修と5日間以上の就業体験実習、そし実習後のフィードバックをセットにした単位型

の「インターンシップⅠ・Ⅱ」を2年生、3年生向けの授業科目として新設した。さらに、公務員志望者に対しては、公務員試験対策講座も実施している【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】。

このように、1年次から4年次までの学生一人ひとりに対するきめ細かいキャリア支援を徹底して行っていることから、学生が納得できる就職先に進み、高い就職率を達成している【資料 2-3-7】。

看護学部

看護学部は看護師や保健師養成という課程そのものがキャリア教育という性格を持っており、キャリア支援委員会、クラスアドバイザーを含む看護学部全教員、キャリア支援アドバイザー、キャリア支援センター職員との連携のもと、段階的かつ継続的に学生のキャリア支援を行う体制を整備している【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】。

キャリア教育の方針は、4年間を通して、幅広い視野と問題解決能力を有し、卒後看護職者として社会貢献でき自律性と看護実践力を育成することである。また、【表 2-3-1】のとおりキャリア教育の目標を掲げ、運用している。

【表 2-3-1】看護学部キャリア教育の目標

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・1年生：大学生としての学修姿勢が確立する ・2年生：大学生として主体的に学修できる ・3年生：専門職に向かう自分の意識が確立できる ・4年生：学修の統合ができ学士力を修得している
専門職業人として社会に巣立つ自覚ができる |
|--|

キャリア教育については、キャリア形成に関わる授業を各学年に担当している。1年次では、「探究の基礎」「自己の探究Ⅰ」など、大学での学習方法を体験的に学び、大学生活を具体的にデザインする力を養っている。2年次では、「自己の探究Ⅱ」など、将来の目標、自身の能力、課題解決に向けた行動を明確化できる力を身に付けている。3年次では、「チームケア論」「看護管理論」など、看護師として必要な応用力、連携力を身に付けている。4年次では、「キャリアアップ特論Ⅰ・Ⅱ」「救急・災害看護論」など、これまで身につけた知識と技術を統合、発展させ、看護師としての自己研鑽力を養っている。また、看護学生は、入学前の進路選択時にはすでに将来の職業範囲がある程度決定されているため、全学年を通して行われる「臨地実習」では、看護専門職としてのキャリア形成につながっている。

キャリア支援委員会が中心となり、学年を通じて、キャリア形成に必要なセミナーを企画・運営している。1年次は、自身のキャリアプランを考えるための資源を知るための「キャリア支援センター見学会」、2年次は、保健師教育課程への選択など自分の進路について具体的に考え始める時期であることから、進路選択の参考となるための「看護の実践から考える看護の専門性」などを実施している。3年次は、本格的な就職活動に取り組むにあたり、履歴書の書き方、面接試験や小論文対策講座のセミナー、県内病院を主とした病院等説明会を実施している。4年次は、就職活動が本格化する時期である

ため、個別的な就職活動の支援をしている。また、卒業時の社会人心構えセミナーを実施している【資料 2-3-9】。

学生は、キャリア教育の目標に沿った4年間の段階的な授業の履修、キャリア形成に関するセミナーでの学習を通して、自身の将来の生き方や自己実現のためのキャリアデザインを追求し、専門職者としての自律性や専門的な知識・技術を身に付けている。

<大学院>

大学院におけるキャリア支援活動は、入学時に実施される科目履修相談時からスタートする。大学院修了後に博士課程への進学や税理士などの専門職への進路を想定している学生に対しては、指導教員を中心に指導体制が生まれ、随時、支援がなされる状況にある。

国内の民間企業などに就職を希望している学生に対しても、指導教員が第一次の相談窓口となるが、就職情報提供や学内就職説明会などについては、大学院就職委員会及びキャリア支援センターを通じて、学生の就職活動への支援が行われている。また、大学院生も、学部の各種キャリア支援プログラムを必要に応じて受けることができ、インターンシップ活動も対象となる。特に、留学生は日本の就職活動に対応していくため、留学生向けの特別な説明会などを受講する場合が一般化している【資料 2-3-10】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-1】 学校法人青森田中学園組織図、学校法人青森田中学園キャリア支援センター規程、青森中央学院大学キャリア支援委員会規程

【資料 2-3-2】 青森中央学院大学キャリア支援リーフレット

【資料 2-3-3】 経営法学部キャリア・プランニング実施計画

【資料 2-3-4】 経営法学部学内企業セミナー案内書及び実施に係る委員会議事録

【資料 2-3-5】 経営法学部インターンシップ受講者数

【資料 2-3-6】 経営法学部公務員受験講座

【資料 2-3-7】 令和3年度経営法学部学生就職状況

【資料 2-3-8】 令和3年度学生便覧 121頁

【資料 2-3-9】 看護学部キャリア支援計画

【資料 2-3-10】 2021年度青森中央学院大学大学院学生便覧 27～28頁

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

<大学>

就職・進学に対する相談・助言体制は、キャリア教育における支援体制と同様、学校法人青森田中学園のキャリア支援センターと大学のキャリア支援委員会が一体となり、構築されている。

経営法学部

キャリア支援委員会とキャリア支援センターが協働して全学生を対象に学部別に個

人面接を行い、就職についての不安や希望について把握している。キャリア支援センターでは4年次を対象として、求人及び関連情報の掲示案内を充実させているほか、学生個人ごとにカルテを作成し、学生個人の希望に沿う形での就職支援活動を行っている。同センターでは年次を問わず、パソコンによる情報収集ができる環境が整備されており、就職活動報告書や、内定報告書等の文書情報の閲覧により、先輩の活動を参考にすることも容易にできる。さらに、同センターでは、エントリーシートの記入や面談について随時、相談を受け付け、助言を行っている。また、就職活動や業界研究に役立つ書籍やDVD等の貸し出しも行っている【資料 2-3-13】。

看護学部

看護学部のキャリア支援委員会では、教員、キャリア支援センターの事務職員で構成されている。就職・進学への情報提供、就職活動に必要なセミナーの企画・運営、個別相談を行っている。また、クラスアドバイザーを含む看護学部全教員と情報共有を図り、学生の就職活動状況を把握している。そこから、就職が思うように進んでいない学生を抽出し、個別相談・助言を行っている。さらに、学生が就職活動を円滑に進めるために「就職活動の手引き」を作成し、全学年がいつでも閲覧できるよう学生専用サイトに掲載している【資料 2-3-14】。また、看護学部専任アドバイザーを配置し、就職・進学相談、応募先に応じた履歴書添削や面接指導等、学生一人ひとりの個性に合わせた支援も行っている。クラスアドバイザーを含む看護学部全教員は、学生の進路選択や就職活動に関する支援を行っている。1・2年次においては、個人面談を通じて進路指導を行い、3・4年次は、応募書類の添削、応募先に応じた面接指導等、就職活動に関する個別支援を行っている。看護学部全教員はアドバイザーやゼミナール担当教員に限らず、相談対応や応募書類の添削、応募先に応じた面接指導等の支援を行い、看護学部全体で学生の就職・進学に対する相談・助言を行っている。また、2・3年次の3月に、青森県内の病院、施設等による「病院説明会」を学内で実施している【資料 2-3-15】。

<大学院>

大学院においては、指導教員が随時相談を受けている。また、大学院のキャリア支援担当とキャリア支援センターが学生に対する就職情報の提供や学内就職説明会、実践的なエントリーシート記入相談などを実施し、学生の就職活動への支援をおこなっている。大学院修了後に博士課程への進学や税理士などの専門職への進路を想定している大学院生に対しては、指導教員を中心として他の教員もそれを前提として相談、指導している。特に首都圏の企業への就職を希望している学生に対しては、専門コーディネーターによる企業紹介や就職支援活動を実施している。留学生が母国での就職を希望する場合には、母国のOB会を紹介するなど先輩のネットワーク活用機会を提供している【資料 2-3-16】。

<エビデンス集>

【資料 2-3-13】 青森中央学院大学キャリア支援リーフレット

【資料 2-3-14】 看護学部キャリア・プランニング実施計画

【資料 2-3-15】看護学部病院等説明会案内書、同アンケート結果

【資料 2-3-16】青森中央学院大学大学院新入生ガイダンス資料

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

今後ともキャリア支援委員会、キャリア支援センターが一体となって、社会の変化や就職環境の変化に柔軟に対応しながら、学生の社会的・職業的自立をサポートしていく。

経営法学部

就職をめぐる環境は、就職活動時期や期間の問題、コロナ禍によるリモート就活への対応等、変化が絶えない状況にあり、学生の社会的・職業的自立を図るためには、さまざまな体験の機会を増やし、学生が自律的に学び、コミュニケーション能力を高めていく環境を整えていくことが重要である。そのためには、年次ごとのキャリアプランニング・プログラムを常に発展させていくことに加え、インターンシップの受け皿となる企業・団体を増やし、興味深い就業体験プログラムを地元企業とともに構築していくことなど、息の長い活動が不可欠である。

看護学部

キャリア教育については、キャリア支援委員会が中心となり、授業内容やセミナーの見直しを実施する。就職・進学に対する相談・助言体制については、ガイダンス等を通じて学生に周知する。今後も学生のニーズを把握し、相談しやすい体制を検討していく。

<大学院>

国内の企業などに就職を希望している学生に対して、より実践的な就職支援活動の実施を検討する。また、大学院生を積極的に採用している企業リストなどを整備し、母国での就職を希望する留学生は、本学の海外 OB 組織と連携して就職活動を効果的に支援できるような仕組みを検討するとともに、就職情報データベースなどを整備する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているか。

<大学・大学院>

本学では、平成 20（2008）年度より学習支援センターを開設し、大学院生を含めた全学生を対象にした学生サービス及び厚生補導のための情報集約及び各担当部署との連絡調整、個別学生への対応にあたっている【資料 2-4-1】。

その他、障がいや疾病による困難を抱えた学生への対応について、研修会を実施して教職員の理解を深めるとともに、当該学生に対する定期的な面談や、担当教員や学部に対するコンサルテーションも行っている【資料 2-4-1】。

<エビデンス集>

【資料 2-4-1】 学校法人青森田中学園学生支援センター規程

奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

<大学>

令和 4（2022）年度現在、経営法学部、看護学部の半数以上の学生が日本学生支援機構の奨学金の給付・貸与を受けている。同機構の奨学金については、人物・学力・家計の採用基準を満たした者が奨学生として採用されるが、経済的事情の急変が生じた場合は担当職員が面談の上、緊急採用・応急採用の申請を行っている。

経営法学部

学業成績が優秀な学生に対しては、成績に応じて授業料を全額・半額・3分の1減免する授業料減免制度を設置し、学生の日々の学修努力を奨励するとともに、学生に対する経済的な支援を行っている。また、高校時代、特定スポーツ分野において特に優秀な成績を修めた学生に対しても授業料を減免するスポーツ特待制度を設けている。上記の授業料減免制度については、学年ごとに学業・スポーツの成績の再評価を実施し、成果に応じて新たに対象となる学生を追加する、減免額を増加するなどの配慮がなされている【資料 2-4-2】。なお、私費留学生については、「外国人私費留学生学費減免規程」に基づき、授業料の半額を減免することで、経済的負担の軽減を図っている【資料 2-4-3】。

看護学部

入学試験において、学業成績・人物共に優秀と判断された学生に対して、授業料を半額にする特待制度を設置し、日々の学生の学修努力を評価・奨励するとともに、経済支

援を行っている。上記の減免制度については、学年ごと成績等の評価を実施し、結果に応じて対象者が更新される【資料 2-4-4】。

<大学院>

大学院生に対しても日本学生支援機構の奨学金貸与制度を運用している。また、私費留学生に対しては学部学生と同様に「外国人私費留学生学費減免規程」に基づき、授業料を減免することで経済的負担の軽減を図っている【資料 2-4-3】。

また、大学院生に対するその他の公的奨学金制度や民間育英団体等が実施している奨学金制度の募集情報などについては随時に掲示板や学内ポータルサイトで公開している。関心のある学生に対しては学務課や国際交流センターなどで相談受付を実施しており、申請書類作成の補助支援を行うと共に、推薦状の作成については主に指導教員が対応している。

<エビデンス集>

【資料 2-4-2】 青森中央学院大学経営法学部特待生規程、青森中央学院大学経営法学部スポーツ特待生規程

【資料 2-4-3】 学校法人青森田中学園外国人私費留学生学費減免規程

【資料 2-4-4】 青森中央学院大学看護学部特待生規程

学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

<大学・大学院>

学生の主体的・積極的な課外活動を促すため、学生団体への学生の加入、団体の設立及び運営に関して必要な情報提供等の支援を行い、課外活動の環境を整備している。特に、平成 26 (2014) 年度より「学生プロジェクト支援制度」を整備し、有意の活動計画に対して大学より経済的支援を行うことを開始している【資料 2-4-5】。

<エビデンス集>

【資料 2-4-5】 学生プロジェクト支援制度 説明資料

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

<大学・大学院>

学生の健康面への取り組みは、健康管理室を中心に取り組んでいる。健康管理室には常駐の専任職員（保健師）1 名をおき、学生・教職員からの健康に関する相談に対応するほか、年に一度の定期健康診断の連絡・調整を行っている。また、必要に応じ感染症に対する対応の指導を行い感染症予防に努めている。学生の心的支援・生活相談への取り組みは、学習支援センター及び学生相談室を中心に取り組んでいる【資料 2-4-6】。相談室には室長のほか常駐の専任職員兼公認心理師 1 名に加えて、外部嘱託の公認心理師兼・臨床心理士 1 名、センター所属教職員全員が関わり、随時悩みを抱えた学生からの相談を受け付けているほか、「要支援学生」に対する面談を定期的実施し、当該学生の

抱える問題の解決に向けたカウンセリングを行っている。特に精神的にトラブルを抱えた学生に対しては、公認心理師・臨床心理士がカウンセリングにあたる。センターのみで解決が困難な場合は、ゼミ担当教員や家庭、学生活動の指導者等とも連携した指導を実施している【資料 2-4-7】。また、各種ハラスメントに対する対応体制を整えるとともに、安心して相談できる窓口として学生相談室を利用するよう学生便覧に「ハラスメントの防止等に関する規則」を掲載するほか、学生へのアナウンスを定期的実施している【資料 2-4-8】。

<エビデンス集>

【資料 2-4-6】 学校法人青森田中学園 学習支援センター規程

【資料 2-4-7】 学生相談室、健康管理室等の利用状況

【資料 2-4-8】 学生便覧 186 頁(青森中央学院大学ハラスメントの防止等に関する規則)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

<大学・大学院>

継続して適切な学生支援体制の改善を推進していく。そのために、必要な調査・分析を行い、対策をより効果的に講じていく。また、経済的に困難を抱える学生に対しては、各種の奨学金制度の活用と共に学内ワークスタディ制度により、経済的な支援を拡充させて行く。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

<大学・大学院>

本学の校地面積は 125,077 m²、校舎の面積は 26,943 m²となっており、大学設置基準を充足している。1号館、2号館、3号館（第1体育館）、5号館（情報処理棟）、7号館、10号館（第2体育館）、運動場についても、人工芝サッカー場、野球場、屋内練習場、テニスコート、柔道場を設置し、それぞれの目的にあった特徴を活かした使い方をしている【資料 2-5-1】。

<エビデンス集>

【資料 2-5-1】令和3年度学生便覧 189～206 頁

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教育目的のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

<大学・大学院>

2号館には、学生の休憩場所や各サークル用のサークル室が大小合わせ 22 室、グループディスカッションやグループワークなどを取り入れた授業が行えるアクティブ・ラーニング室、7号館には公開講座や各種イベント等が開催でき、学生の休憩場所としても利用できるフリースペース、図書館にはグループでの討論等で利用可能なグループ学修室が 5 室、1人で集中して勉強したいときに利用できる研究個室が 4 室、ディスカッションが可能なスペースで、可動式の机やイスを自由に配置することができ、ホワイトボードやパソコンを利用して、学修形態やニーズに合わせて、学生自身が主体的に学修できる、ラーニング・コモンズを配置し、有効に活用している。

適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

<大学・大学院>

図書館の面積は、2,139 m²である。ラーニング・コモンズを含めた本学の図書館は、閲覧席 318 席、104,000 冊が収容可能な設備を有している。学園で保有している蔵書数

は 101,457 冊（うち外国書 5,403 冊）である。学術雑誌受入タイトル数は 192 誌（うち外国書が 44 誌）、電子ジャーナルタイトル数は 34 誌（うち外国書 20 誌）であるほか、映像資料 1,731 点整備している。

教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備しているか。

<大学・大学院>

図書館では、30 台のノートパソコンを貸し出し用として整備しており、学生のニーズも非常に高い。貸し出し数も増加しており、重要な学修手段となっていることがうかがえる。2 号館 3 階にはアクティブ・ラーニング教室を整備しており、60 台のノートパソコンと、クリッカーが利用できる。また、教室には 4 面のスクリーンがあり、双方向的な授業や様々な素材を利用した授業が展開できるようになっている。情報処理演習室としては、5 号館に 3 つの演習室を整備しており、合計 160 台のパソコンを整備している。いずれのパソコンもネットワークブート方式としており、最新の修正プログラムなどを適用したイメージを読み込むようにしている。また、学内の全ての教室に Wi-Fi 環境を整備し、多くの教室にはプロジェクタ、スクリーンなどの情報機器が設置されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

<大学・大学院>

障がいのある学生を受入れるための施設設備において、学内の各棟にはスロープが設けられ、車いすでの通行が可能となっており、バリアフリーへの対応がなされている。また、本部棟、3 号館（第 1 体育館）、7 号館、9 号館、10 号館（第 2 体育館）には、障がい者用トイレを設置している。エレベータが設置されていない 1 号館には、自走式の車いす階段昇降車を備え付けている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

<大学>

経営法学部

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各教室で収容可能なキャパシティに対して、約 1/2 を履修可能な学生数の上限に設定した。また、「英語 I・II（必修科目、演習 2 単位）」と「情報処理 I・II（必修科目、演習 2 単位）」については、習熟度に合わせたクラス編成を行っている。令和 3 年度、「英語 I・II」は、クラスを 1 つ増設したことで、1 クラス 30 名前後、「情報処理 I・II」については 30～50 名程度のクラスサイズに調整している【資料 2-5-2】。

「探究の基礎（必修科目、演習 2 単位）」、「専門演習 I・II・III（必修科目、演習 2 単位）」については、ゼミ形式で授業が行われるため、原則として 1 ゼミ 10 名以内で編成している。

看護学部

授業を行う学生数については、看護学部定員が 80 人（1 クラス）であることから、クラスを基本単位として配置している。さらに、各授業科目の教育効果を十分に上げられるよう、1 クラスを 2 分割するなどして、クラスサイズを適切に管理している。

1 年次の「探究の基礎（必修科目、演習 1 単位）」では、前半 8 回は学生全員に対してアカデミックスキルの修得を目的とした演習を行い、後半 7 回は担当教員 1 人につき学生 6 名程度のゼミ形式により前半で修得したスキルを活用する演習を実施している。また、「英語リーディングスキル I・II（必修科目、演習 1 単位）」「英語コミュニケーションスキル I・II（必修科目、演習 1 単位）」「情報処理 I（必修科目、演習 2 単位）」、2 年次の「情報処理 II（必修科目、演習 1 単位）」はその科目の特性から初回からクラスを 2 分割して実施している。3 年次の「看護研究 I（必修科目、演習 2 単位）」では前半 8 回を研究方法論の演習とし、後半 22 回と 4 年次の「看護研究 II（必修科目、演習 2 単位）」はゼミ形式で授業が行われるため 1 ゼミ 8 人程度で編成する【資料 2-5-3】。

また、専門科目の各技術論科目（1～2 年次）や各援助論科目（2～3 年次）の技術習得に向けては、クラスを複数に分割して技術演習を実施している。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科では、毎年の入学者が 10 名前後と限られており、科目数も数多く設けられている。そのため必修科目である「地域マネジメント論」を除いて、各科目の履修者は 2～4 名が通常となっている。なお、大学院生の教育効果を高めるために、大学院生研究室が整備されており、各大学院生専用の机や共用のプリンターが設置されている。

<エビデンス集>

【資料 2-5-2】令和 3 年度経営法学部時間割

【資料 2-5-3】令和 3 年度看護学部時間割

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

<大学・大学院>

学修環境の整備のための検証、改善の作業を継続して実施する。特にバリアフリーに関しては学生、教職員や外来者のニーズを考慮した対応が必要である。また、ICT 環境は常にアップデートを意識した対応が求められるとの理解の下、整備を進める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学習支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。

<大学>

大学では、毎学期の学期途中及び学期末の 2 回、授業改善を目的としたアンケートを実施して、学生の意見を汲み上げる仕組みを整えている【資料 2-6-1】。前者は、学期末のアンケートでは改善を実感し難いとの学生の声に応えるために導入したものであり、学生の要望のあった項目については、その学期中において教員に改善を求めている。後者は、FD ネットワークつばさの共通様式を用いて行い、結果は数値化して学内の平均値とともに教員に通知している。また、自由記述欄に記載された学生からのコメントに対する教員からの回答をポータルサイト上で公開している。また、学生 FD 委員による授業改善を目的とした座談会を実施している【資料 2-6-2】。

<大学院>

学生からの意見のくみ上げや相談ニーズへの対応は、前述したように学務課と共に、大学院学務担当が対応している。留学生の場合には入国管理局や各種奨学金などに関係しては国際交流センターにおいても対応している。また、日常的な相談については指導教員や副指導教員が随時対応している。

<エビデンス集>

【資料 2-6-1】 学期途中アンケート様式、授業改善アンケート様式

【資料 2-6-2】 2021 年度 FD 活動報告書 43～44 頁

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

<大学・大学院>

学生の健康面への取り組みは、健康管理室を中心に取り組んでいる。健康管理室には常駐の専任職員（保健師）1 名をおき、学生・教職員からの健康に関する相談に対する

ケアを随時行うほか、年に一度の定期健康診断を実施している。また、必要に応じ感染症に対する対応の指導を行い感染症予防に努めている。学生の心的支援・生活相談への取り組みは、学習支援センター及び学生相談室を中心に取り組んでいる。相談室には室長のほか常駐の専任職員兼公認心理師1名に加えて、外部嘱託の公認心理師兼・臨床心理士1名、センター所属教職員全員が関わり、随時悩み抱えた学生からの相談を受け付けているほか、先述した「要支援学生」に対する面談を定期的実施し、当該学生の抱える問題の解決に向けたカウンセリングを行っている。特に精神的にトラブルを抱えた学生に対しては、公認心理師・臨床心理士がカウンセリングにあたる。センターのみで解決が困難な場合は、ゼミ担当教員や家庭、学生生活の指導者等とも連携した指導を実施している【資料 2-6-3】。また、各種ハラスメントに対する対応体制を整えるとともに、安心して相談できる窓口として学生相談室を利用するよう学生便覧へ「ハラスメントの防止等に関する規則」を掲載するほか、学生へのアナウンスを定期的実施している。以上の通り、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っている。

<エビデンス集>

【資料 2-6-3】 学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議議事録

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

<大学・大学院>

学生相談室では、学生サービスに対する学生からの意見・要望を随時受け付け、それらを検討してサービスの改善に努めるとともに、学生たちと直に接触する各担当部署、すなわちゼミ担当教員（経営法学部）、クラスアドバイザー教員（看護学部）ないし指導教員（大学院）、②授業担当教員、③学務委員会ならびに事務局学務課、④学生生活の指導者（顧問・監督・コーチ）、保護者等との連携を密にし、それらを経由する形で学生たちの意向を収集するように努めている。さらに、各種学生団体、またこれを統括する学生組織である「青森中央学院大学学友会」を学務委員会と共に支援し、活動環境の整備・活動支援に対する要望に随時対応している。また、卒業時には4年間の大学生活の中で感じた「学生満足度調査」という匿名アンケートを学務委員会の管轄において実施し、学生たちの隠れた声を掘り起こすことにも努めている【資料 2-6-4】。これら学生たちの声は「学習支援センター・学生相談室・健康管理室合同会議」を経て、大学経営会議、部局長会議、各学部教授会、大学院研究科委員会等へフィードバックされ、適宜サービスの改善に努めている。

<エビデンス集>

【資料 2-6-4】 学生満足度アンケート様式

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

<大学・大学院>

入学許可した学生全員が安定した有意義な学生生活を送れるようにするために、継続して適切な学生支援体制の構築方法を検討していく。そのために、学生生活を不安定化する要因の調査・分析を行い、対策を講じていく。具体的には、深夜にまで及ぶアルバイトが生活不安定化の要因となっている学生に対しては、良質なアルバイト情報を提供していく。また、経済的に困難を抱える学生に足しては、学内ワークスタディ制度により、学内における就業機会を創出することで経済的な支援を行う。新入生に対しては、チューター制度を活用し、学生生活に対するケアを行っていく。

[基準2の自己評価]

アドミッション・ポリシーは教育目的に基づいて策定され、学生募集要項、学校案内、ホームページにて周知している。また、高等学校教員を対象とする進学説明会、オープンキャンパス、学生向け進学相談会等においても周知している。アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜体制と選抜方法を確立し、厳正かつ適切に入学者選抜を実施している。大学は、入学定員に沿った適切な学生受け入れ数を維持している。大学院は、入学定員を充足できずにいるが、確保できるように努めている。

ゼミ担当教員（経営法学部）・クラスアドバイザー（看護学部）、学習支援センター、学務委員会が連携し、個々の学生の学修支援を実施している。また学修支援に関する方針・計画実施体制については毎年度作成している事業活動 PDCA サイクルシートに目標・計画等を記載し改善を図っている。大学院については、演習担当教員と学務課、学習支援センターが連携し学修支援を実施している。在学生及び入学予定者または保護者から支援・配慮の要請があった場合、支援の内容を確認し配慮を実施している。また、全教員にオフィスアワーを設定し、学生が教員に相談できる体制を整えている。教育活動支援の一環で、ワークスタディとして図書館や公開講座の運営に関わっている。また、留学生の修学支援として日本人チューターを配置し、ウエルカム・デスクやスポーツ大会等の運営に協力してくれている。退学、休学及び留年の対応については、教員と事務職員の協働により、早期発見から対応までの一連のサイクルが確立され、十分に機能している。

教育課程内外を通じてのキャリア支援体制や就職・進学に対する相談・助言体制として、キャリア支援委員会とキャリア支援センターを設置している。

学生サービス、厚生補導のための組織として学習支援センターを開設し、更に学生相談室・健康管理室を設置しており、学生生活の安定のための支援を実施している。奨学金などを学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構等外部の奨学金の手続きや、内部の学業特待制度、スポーツ特待制度、外国人私費留学生学費減免制度を策定し学生の経済的支援を実施している。学生の課外活動への支援についても学習支援センターが窓口となり支援を実施している。健康面の支援を健康管理室で、心的支援・生活相談を学習支援センター・学生相談室が担い、適切に学生の心身に関する支援を実施している。

校地面積・校舎面積は大学設置基準を充足し、施設・設備も適切に整備し、有効に活用している。実習施設、図書館等については快適な学修環境を整備し、有効に活用している。また、図書館については、適切な規模であり、蔵書数、学術雑誌、電子ジャーナルを備えている。教育目的の達成のため、コンピュータなど ICT 環境を適切に整備している。各棟にスロープや障がい者用トイレを設置しバリアフリーに対応している。コモンスペースの「英語」や「情報処理」は習熟度別にクラス編成を実施している。またゼミも 10 人程度に設定しており、少人数教育を実施している。

毎学期の学期途中及び学期末に授業改善を目的としたアンケートを実施して、学生の意見をくみ上げる仕組みを整えている。また、学生 FD 委員による授業改善を目的とした座談会を実施し意見をくみ上げている。健康面の支援を健康管理室で、心的支援・生活相談を学習支援センター・学生相談室が担い、適切に学生の心身に関する支援を実施している。学生相談室では、学生サービスに対する学生からの意見・要望を随時受け付け、それらを検討してサービスの改善に努めている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

経営法学部

本学は「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」の建学精神のもと、大学の教育目的を「広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会、国家及び地域社会の生活、文化の向上と産業社会の発展に貢献する人材の養成を目的とする」（学則第 1 条第 1 項）こととして措定している。この基礎の上に経営法学部は、「豊かな人間性に立ち、より良き人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成する」ことを目的としている。（学則第 1 条第 2 項）

経営法学部のディプロマ・ポリシーは、大学の教育理念及び教育目的に基づき、個人と社会の発展の礎となる様々な組織の直面する諸問題に対して、規範的かつ創造的に解決する人材を養成することを目標としてディプロマ・ポリシー（DP）を定める。それは以下のように、平成 25（2013）年度において策定され平成 26（2014）年度から実施されている。

1. <<態度・志向>>

- ① 自立した市民として主体的に批判・行動し、より良い人間関係や社会を築くための基本的態度を身に付けている。
- ② 多様な価値観を認め、お互いの意思を尊重し合う態度を身に付けている。

2. <<知識・理解>>

修得した経営学と法学を核とする学際的な知識を生かし、現代の組織社会やそこに生きる人々との間の協働や利害調整の仕組みを広い視野に立って理解できる。

3. <<技能・伝達>>

- ① 日常及び職業の生活に当たって必要とされる技能（情報収集・分析・評価能力・数量的スキル・論理的思考力）を身に付け、適切に活用できる。

②自らの考えを明確に表現し、他者と適切にコミュニケーションを図ることができる。

4. 《総合・統合》

持続可能な社会の構築に向け、獲得した知識・技能を総合し、高い倫理観を持って、自ら課題を見出し、解決にあたることができる。

看護学部

看護学部の教育目的に対して、5つのディプロマ・ポリシーを策定して、学生便覧に記載している。入学時ガイダンスで、便覧に基づいて、学部の教育目的に続いてディプロマ・ポリシーを説明している。また、ディプロマ・ポリシーは、講義・演習・実習科目の学びを統合することで達成されることから、各領域の臨地実習では、ディプロマ・ポリシーを反映した目標を設定して、「実習要項」に記載している。各領域の実習時のオリエンテーションで、実習目標の達成がディプロマ・ポリシー達成につながることを、折に触れて説明している。また、令和3(2021)年度にディプロマ・ポリシーの「エ.一人ひとりの健康課題を分析し、対象者に合わせた看護を実践できる。」の達成に向けて、このポリシーを具体化した「実習での学びの12項目」を作成して、各年次で学生に自己評価をすることで自己の課題を自覚して、このポリシーの達成に向けて努力するよう促している。

1. 《態度・志向》

- ア. 看護の対象となる人間と社会への理解を深め、人間性と育み、人権を尊重・擁護する倫理観を身につけている。
- イ. 生涯にわたり専門職としての目標を持ち、主体的に研究等、自己研鑽し続ける能力を身につけている。

2. 《知識・理解》

- ウ. 看護学の理論、科学的判断、援助的関係形成、看護技術の基礎能力を身につけている。

3. 《技能・伝達》

- エ. 一人ひとりの健康課題を分析し、対象者に合わせた看護を実践できる。

4. 《総合・統合》

- オ. 保健医療福祉関係者と協働し社会全体に働きかけていくために、地域の健康課題を分析し、人的・物理的・経済的な資源を調整する実践力の基礎を身につけている。

<大学院>

大学院の教育目的を踏まえて、本研究科のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)を定めている。本研究科の教育目的は「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り

込み、創作的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成することを目的とする」としている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

<大学>

経営法学部

1)単位認定基準の策定

単位認定基準については、大学学則第 15 条において、授業科目を履修し、試験等に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。試験に関する事項は、大学学則第 14 条及び「試験規程」において定めている。

成績評価基準については、大学学則第 14 条において定められ学生便覧 19 頁に明示している。

各授業科目の成績評価基準については、すべての授業科目のシラバスの「成績評価」欄において、「評価の方法」及び「評価の割合」を明示している。評価方法に関しては、シラバスに示している「到達目標」を評価するに相応しい方法を指定するとともに、試験、レポート等の成果物提出、発表、実践、グループワーク、受講状況などの方法により、多角的かつ総合的な成績評価を行っている。

他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位の認定については、大学学則第 21 条に定め、新たに本学 1 年次に入学を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位については、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。また、編入学前に大学又は短期大学等において修得した単位の認定については、「編入学取扱規程」により、3 年次編入時の単位認定を 62 単位を上限としている。

2)進級基準の策定

進級基準については、単位取得状況が不十分な場合も進級させた場合、演習担当者および学習支援センター等が指導することが、卒業に向けた学生の学修意欲を引き出すのに有効であるとの判断から、進級要件を設けていない。

3)卒業認定基準の策定

卒業認定基準については、大学学則第 18 条において、本学に 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位数を修得したものについては卒業を認定する。経営法学部は、コモンベシックス・教養科目 42 単位以上、専門科目 82 単位以上を修得することを卒業要件として定めている。

4)単位認定基準・修了認定基準の周知

これらの単位認定基準、修了認定基準については、「学生便覧」やオリエンテーション、ガイダンスなどを通じて、学生に周知している。

看護学部

1)単位認定基準の策定

単位認定基準については、大学学則第 15 条において、授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。単位認定の条件は学生便覧 18 頁、試験に関する事項は大学学則第 14 条及び「試験実施要項」において定めている。成績評価基準については、大学学則第 14 条において定めており、学生便覧 19 頁に明示している。

各授業科目の成績評価基準については、すべての授業科目のシラバスの「成績評価」の欄において、評価方法及び評価の割合をあらかじめ明示している。評価方法に関しては、シラバスに示した「到達目標」を評価するにふさわしい方法を指定するとともに、試験、課題提出、受講状況などの複数の方法を用いることとしており、多角的・総合的な成績評価を行っている。

2)進級基準の策定

進級基準については、設けていない。

但し、看護学部においては、保健・医療・福祉の現場に赴き、多様な病態にある患者や地域で生活する様々な年代にある人々の看護について、臨地実習を通じて学習する。これらの臨地実習については、各実習科目の基礎・基本となる知識・技術・態度を修得していることが重要なことから履修要件を設けている。履修要件の主旨、各実習科目の履修要件については、学生便覧 76～77 頁に明示している。

3)卒業認定基準の策定

看護学部の卒業認定基準については、大学学則第 17 条及び第 18 条において、本学に 4 年以上在学し、コモンベーシックス 10 単位以上、教養科目 18 単位以上、専門科目（健康科学と看護実践 51 単位以上、人間発達と健康支援 32 単位以上、看護の統合と発展 16 単位以上）99 単位以上の合計 127 単位以上を修得することを卒業要件として定めている。

看護師教育課程（看護学部）としては上記の 127 単位（看護師養成指定規則で定められている 97 単位含む）以上の取得、保健師教育課程（選択科目）としては、さらに必修科目 9 科目を修得し合計 139 単位を資格取得要件として定めている。各卒業要件単位数は、学生便覧 75 頁に明示している。学位授与の要件については、「学位規程」第 3 条において、本学の学部学科を卒業した者に学士の学位を授与することを定めている。

4)単位認定基準・進級基準・卒業認定基準の周知

これらの単位認定基準、履修要件、卒業認定基準については、学生便覧やオリエンテ

ーションなどを通じて、学生に周知している。

<大学院>

1)単位認定基準の策定

単位認定基準については、大学院学則第 27 条において、授業科目を履修し、試験等に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることを定めている。試験に関する事項は、大学院学則第 28 条において定めている。

成績評価基準については、大学院学則第 28 条において定められ学生便覧 19 頁に明示している。

各授業科目の成績評価基準については、すべての授業科目のシラバスの「成績評価」欄において、「評価の方法」及び「評価の割合」を明示している。評価方法に関しては、シラバスに示している「到達目標」を評価するに相応しい方法を指定するとともに、試験、レポート等の成果物提出、発表、実践、グループワーク、受講状況などの方法により、多角的かつ総合的な成績評価を行っている。

2)進級基準の策定

進級基準については、単位取得状況が不十分な場合も進級させた場合、演習指導教員の指導および学務課等の支援が、修了に向けた学生の学修意欲を引き出すのに有効であるとの判断から、進級要件を設けていない。

3)修了認定基準の策定

修了認定基準については、大学院学則第 37 条において、本学に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

4)単位認定基準・修了認定基準の周知

これらの単位認定基準、修了認定基準については、「学生便覧」やオリエンテーション、ガイダンスなどを通じて、学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

<大学>

経営法学部

1) 単位認定基準の厳正な適用

単位認定基準については、大学学則第 37 条において、授業科目を履修し、試験に合格した者に、その授業科目所定の単位を与えることを定めている。個々の授業の単位認定は、すべての授業科目の授業計画書（シラバス）に授業時間数・授業方法・単位数・成績評価基準およびその方法についての情報を記載し、これに基づいて行っている。また、各学生の学修全体の学修到達度を客観的にみることを目的とした GPA 制度を、「学業特待制度」の新規・継続審査基準、専門演習の特別クラスへの配属、学年賞・学長表彰者の選考等に活用している。教育課程外における学修の単位認定については、①他大学における授業科目を修得した場合、②単位認定となる海外留学プログラムを受講した場合、③その他、資格取得など大学が認める単位認定要件を満たした場合、のいずれかに当てはまる場合は、本人からの願出により本学の授業科目の単位として認定している。他大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定については大学学則第 20 条・第 21 条に定めている。編入学前に他大学・短期大学等において修得した単位の認定については、「編入学規程」第 7 条により、62 単位を上限として行っている。これら本学以外の教育機関において習得された単位認定については、シラバス等の情報をもとに学修内容や学修時間を把握した上で、本学の教育課程に照らして単位認定に相応しいかを学務委員会が精査し、教授会で決定される。

2) 進級基準の厳正な適用

進級基準の策定をしていない。

3) 卒業認定基準の厳正な適用

卒業認定基準の厳正な適用については、大学学則第 17 条及び第 18 条及び「学位規程」第 3 条において、卒業の認定及び学位の授与の手続きを定めている。これらの規定に則り、卒業学年の成績確定後、まず学務委員によって卒業要件の充足状況を確認し、卒業判定会議（教授会）に諮っている。卒業判定会議（教授会）においては、卒業要件充足者に学部の学士課程の修了及び卒業を認定できると判断した後、ディプロマ・ポリシーを基準に学士の学位を与えるのにふさわしいかを確認し決定している。

看護学部

1) 単位認定基準の厳正な適用

単位認定基準の厳正な適用については、各教員が示した各授業科目シラバスの成績評

価方法に即して評価し、各授業科目における学生の成績を決定している。成績評価の客観性・公平性を保つための工夫として、GPA 制度を導入している。GPA の活用状況としては、クラスアドバイザーによる学修指導、「特待生奨学金」の継続審査、国家試験特別対策講座への積極的勧奨、学長賞表彰者選考などに活用している。他大学における授業科目の履修により修得した単位の認定については、成績表およびシラバス等の情報をもとに学修内容や学修時間を把握した上で各学科の教育課程に照らして単位認定に相応しいか、また、免許・資格に関連する科目の場合は単位を授与した大学等が免許・資格の養成機関であるかを確認し、学務委員会を経て、教授会において決定している。

2)進級基準の厳正な適用

進級基準の策定をしていない。

3)卒業認定基準の厳正な適用

卒業認定基準の厳正な適用については、大学学則第 17 条及び 18 条及び「学位規程」第 3 条において、卒業の認定及び学位の授与の手続きを定めている。これらの規定に則り、卒業学年の成績確定後、まず学務委員によって卒業要件の充足状況を確認し、卒業判定会議（教授会）に諮っている。卒業判定会議（教授会）においては、卒業要件充足者に学部の学士課程の修了及び卒業を認定できると判断した後、ディプロマ・ポリシーを基準に学士の学位を与えるのにふさわしいかを確認し決定している。

<大学院>

学位論文に関する学修成果評価については、「学位論文の内容、形式及びそれらの審査に関する基準を定め、適正かつ公正な評価を行う」と定められており、研究途中において 3 回の発表機会が設けられている。専任教員との大学院生の前でその時点までの研究内容を発表し、教員からの質疑と助言を受ける仕組みとなっており、発表内容が不十分な場合には改善対応した再度の発表が義務付けられている。また、期日までに提出された学位論文はその後実施される口頭試問を経て学修成果評価方針に従って評価される。

評価点	100～90	89～85	84～80	79～75	74～70	69～65	64～60	59点以下
成績表示	S	A ⁺	A	B ⁺	B	C ⁺	C	D
判定結果	合格							不合格

なお、単位認定については、大学院学則第 28 条で、授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与えるとしており、学生便覧においても明示されている。学位論文の審査合格と共に、基礎科目 2 単位、基本科目から 16 単位以上、演習 12 単位の合計 30 単位以上の修得が修了要件となっており、大学院学則第 37 条及び学生便覧に示されている。また、修了にあたっては、各学期末に行われる修了判定会議において審議され、学長が修了を認定する。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

各学部ともに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し周知しているが、より具体的な学修目標が明確になっていないのが現状である。このような現状から、令和4年度は現在策定されているディプロマ・ポリシーを見直し、学修目標を明確にする。

<大学院>

国内外の大学院を巡る教育環境は厳しい状況にある。従って、本研究科の教育内容を更に高めていくと共に、積極的な広報活動を展開していく必要がある。

具体的には以下の項目について実践計画を作成して順次に展開していく。

①英語による授業実施

- ・英語・日本語の需要
- ・英語によるオンライン授業・集中授業

②オンライン授業

- ・遠隔地授業
- ・海外オンライン授業

③提携大学院との交換留学

- ・短期留学システムの活用（研究テーマとの関係）
- ・ダブルディグリー制度の検討

④ディプロマ・ポリシーで必要とされる能力向上

- ・教育環境変化に対応した新たな能力取得の検討
- ・柔軟な教育システムの形成

今後も時代の要請に応じて教育内容や教授方法等を見直し、国内外からの安定した学生受入れを目指していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

青森中央学院大学のカリキュラム・ポリシーは、平成 26 (2014) 年度の看護学部開設の際に、経営法学部、看護学部それぞれの教育目標を踏まえて策定された。カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページに掲載するとともに、学生便覧にも記載して周知を図っている【資料 3-2-1】。

経営法学部の教育目的は「豊かな人間性に立ち、より良き人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成する」であり、看護学部の教育目的は「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し、他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を養成する」と定められている。これを踏まえて、両学部ともに教育課程をコモンベーシックス、教養科目及び専門科目の 3 つの科目群に分け、各科目群を構成する授業科目が有機的に連携し、系統的に学習できるようにしている【資料 3-2-2】。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の教育目的は「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成すること」であり、これを踏まえて「時代の潮流や地域の様々な課題に適切に対応できるマネジメント力の獲得に向けた体系的なカリキュラムを構成する」ことをカリキュラム・ポリシーとしている。カリキュラム・ポリシーは、学生便覧、研究科入試の募集要項や大学院のパンフレット、大学ホームページにおいて明記されている【資料 3-2-3】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-1】青森中央学院大学令和 3 年度学生便覧 26 頁（経営法学部）、70 頁（看護学部）

【資料 3-2-2】青森中央学院大学令和 3 年度学生便覧 27～42 頁（経営法学部）、71～74

頁（看護学部）

【資料 3-2-3】青森中央学院大学大学院令和3年度学生便覧3頁

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

<大学・大学院>

経営法学部、看護学部及び大学院地域マネジメント研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを基本として策定していることを明示している。また、教育課程を構成する各科目について、「教育目的との関連」としてディプロマ・ポリシーのどの項目に対応するかを明確にしている【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

<大学>

経営法学部

経営法学部のカリキュラム・ポリシーにおいて、教育課程はコモンベーシックス、教養科目、専門科目の3科目群により編成するとしている【資料 3-2-4】。コモンベーシックスは、「外国語」、「情報処理」、「キャリア・プランニング」、「探究の基礎」の4領域、また、教養科目は「人間の探究」、「社会の探究」、「自然の探究」の3領域から、専門科目は「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「地域探究」、「専門演習・卒業論文」の5領域からなり、それぞれが系統的、段階的な観点から設定された授業科目によって構成されている。

特に専門科目の「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」においては、「経営領域」、「法律領域」と、経済学や政治学からなる「関連領域」の3領域に分けて科目を配置し、これに加えて「基礎科目」には「経営法律総合」（1年次必修）を配置して、経営学と法律学にわたる学際的な理解を培うことで、2年次以降の専門科目への橋渡しとして位置付けている。「地域探究」は実際の地域課題を教材とする「地域探究アクト」や「地域密着アクト」、地元産品の海外展開などを経験する「短期海外アクト」などからなる。「専門演習・卒業論文」においては、修得した知識、技能を統合して課題を明確にするとともに解決の方途を明らかにし、最終的には卒業論文として完成することを目指すものである【資料 3-2-5】。

看護学部

カリキュラム・ポリシーの「教育課程編成方針」「教育課程実施方針」に基づき、教育課程をコモンベーシックス、教養科目、専門科目に区分し編成している【資料 3-2-6】。コモンベーシックスには「外国語」と「情報処理」の2分野を、教養科目には「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」の3分野を、専門科目には「健康科学と看護実践」、「人間発達と健康支援」、「看護の統合と発展」の3分野を配置し、それぞれにおいて、系統的かつ段階的な観点により授業科目を実施している。コモンベーシックスは現代社

会に生きる職業人に求められる基本的技能科目として、教養科目は人間、社会、自然の理解深め豊かな人間性を育むことを目的として位置付けている。専門科目のうち、「健康科学と看護実践」では人間の心身及び健康障害の理解に基づいて看護学全般を学び、「人間発達と健康支援」では、母性から老年まで、人間の発達段階に応じた看護領域について学ぶ授業科目を設定している。「看護の統合と発展」は、「チームケア論」、「エンドオブライフ・ケア論」、「統合看護学実習」、「国際医療論」などからなり、加えて、保健師教育課程科目である「公衆衛生看護学」が含まれる【資料 3-2-7】。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科のカリキュラム・ポリシーを踏まえて、地域マネジメント力を養うために経営学と法学、関連科目をバランス良く配置している。各科目の共通基盤となる「地域マネジメント論」を基礎科目とし、経営学と法学、関連分野から 36 科目を体系的に配置して基本科目群を構成している。また、大学院生の一人ひとりの研究ニーズに柔軟に対応できるように、演習Ⅰ・Ⅱと特別演習を設けている【資料 3-2-8】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-4】 青森中央学院大学経営法学部カリキュラム・ポリシー（令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 26 頁、青森中央学院大学ホームページ）

【資料 3-2-5】 令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 27～42 頁

【資料 3-2-6】 青森中央学院大学看護学部カリキュラム・ポリシー（令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 70 頁、青森中央学院大学ホームページ）

【資料 3-2-7】 令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 71～74 頁

【資料 3-2-8】 令和 3 年度青森中央学院大学大学院学生便覧 5 頁

シラバスを適切に整備しているか。

<大学・大学院>

シラバスは大学共通の様式に則って全科目において作成しており、大学のホームページにおいて検索が可能で、学生に限らず誰でも閲覧できる【資料 3-2-9】。

シラバスには、「授業の概要」として授業のあらまし、教育目標との関連、他科目との関連性、受講に必要な知識・スキルを示し、「具体的な到達目標」を明示している。また、「授業内容」には各回のテーマ、内容、予習・復習の方法を示している。「成績評価の基準及び評価方法等」には評価基準、評価方法を具体的に記載している。

シラバス公開前には、シラバスチェックシートを活用して教員各自で点検、修正している【資料 3-2-10】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-9】 青森中央学院大学ホームページ（ポータルサイト→シラバス）

【資料 3-2-10】 青森中央学院大学シラバスチェックシート

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

<大学>

単位制度については、1単位を修得するために必要な学修量（45時間）、授業形態（講義及び演習、実験・実習及び実技等）に応じた1単位当たりの授業時間数（15時間～30時間、30時間～45時間）を適切に定めている【資料 3-2-11】。教室外学修の指示についてはシラバスにおいてその有無、時間数などが記載され具体的指示が可能となっている【資料 3-2-12】。

年間履修登録単位数の上限は、経営法学部では43単位、看護学部では46単位と定められている【資料 3-2-13】。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科では、履修登録単位数の上限設定は設けていない。指導教員により、学生が自身の研究テーマに即した科目を履修するよう、履修指導を行うことで調整している。修士論文の研究執筆に要する時間などを考慮して、在学期間に応じた履修を指導している。

<エビデンス集>

【資料 3-2-11】 青森中央学院大学学則第16条

【資料 3-2-12】 シラバスの作成について

【資料 3-2-13】 令和3年度青森中央学院大学学生便覧 17頁

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育を適切に実施しているか。

<大学>

経営法学部

経営法学部では教養科目として「人間の探究」（最低8単位）、「社会の探究」（最低4単位）及び「自然の探究」（最低4単位）と、領域を問わずに最低6単位を加えて22単位を卒業要件にしている。2014年改革に当たり、「学士課程教育全体を通して教養を備えた専門的な人材を育成」する観点から、「社会の探究」の領域において本学の専門領域に属する法律・経済領域から1科目ずつ科目を設置している（「暮らしと法律」、「暮らしと経済」）【資料 3-2-14】。

看護学部

看護学部では教養科目として、必修科目10単位、選択科目8単位以上、合計18単位以上を卒業要件としている。看護学部の教育目的を踏まえて「人間の探究」領域から「探究の基礎（演習1単位）」「自己の探究（演習1単位）」「対人コミュニケーション論（講義1単位）」「人間関係とリーダーシップ（講義2単位）」を、「社会の探究」領域から「暮らしと地域（講義2単位）」を、「自然の探究」領域から「生命の科学（講義2単位）」を

必修科目として設置している【資料 3-2-15】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-14】 令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 29 頁

【資料 3-2-15】 令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧 72 頁

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

<大学>

授業の方法については、大学学則第 11 条に、改善を図るための組織的な研修及び研究を実施することを定めている【資料 3-2-16】。アクティブ・ラーニングについては、学生の学びを深めるために積極的に取り入れるようシラバス作成時に全教員に依頼しており、授業に取り入れる際にはその旨をシラバスに記載するよう求めている【資料 3-2-17】。令和 3 年度のシラバス上では、全学的に 293 科目中、149 科目 (50.9%) でアクティブ・ラーニングを取り入れている【資料 3-2-18】。

経営法学部

経営法学部では、グループディスカッション、学生によるプレゼンテーション、授業最後の復習アウトプット、Forms アンケートによる振り返りなど、さまざまな手法を導入している。また、chat 機能を活用した教員による学生の個別フォローも行われている。卒業研究指導においては、研究に関する情報を学生のプライベートチャンネルに集約し、教員とのコミュニケーションを容易にするとともに、研究の進捗を確認することで支援の強化を図っている。

看護学部

看護学部の教育課程実施方針には、講義科目でも課題学習やディスカッションの場を設け、能動的学びを啓発すること、また、演習ではグループワークやプレゼンテーション・ディスカッションの場を適宜取り入れ、学生の主体性・問題解決能力・コミュニケーション力・チーム内での連携や協働の力を養うこととしている【資料 3-2-19】。

これを踏まえ、少人数制ゼミナール方式で、課題に対するレポート作成、ディスカッション、プレゼンテーション、ディベートなどを取り入れ、また、一部の科目においては、反転授業を取り入れている。

<大学院>

地域マネジメント研究科においては、大学院生に学会発表や外部プロジェクトへの参加の機会を提供している。また、各学生には「特別演習」において、3 回の研究発表の機会が設けられており、他の学生が取り組んでいる研究テーマを知ると共に、発表に向けた準備などが自律的修学の機会になっている。

<エビデンス集>

【資料 3-2-16】 青森中央学院大学学則第 11 条

【資料 3-2-17】 令和 3 年度シラバス作成について 学務委員会

【資料 3-2-18】 2021 年度 FD 活動報告書 22～27 頁

【資料 3-2-19】 青森中央学院大学令和 3 年度学生便覧 70 頁

教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

<大学・大学院>

教授方法の改善を組織的に行うために FD 委員会を組織している。FD 委員会は、学長が指名した専任教員、事務局長が指名した職員から構成されており【資料 3-2-20】、平成 26(2014)年度より両学部の教員を対象とした研修会を毎年開催することにより、教育上の課題とその解決策を共有し、教員の教育力の向上に役立てている【資料 3-2-21】。

<エビデンス集>

【資料 3-2-20】 青森中央学院大学 FD 委員会規程

【資料 3-2-21】 2021 年度 FD 活動報告書

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

<大学・大学院>

今後、三つのポリシーを検証し、特にディプロマ・ポリシーについて教育目標の反映を明確にする視点で必要な見直しを行い、したがって、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについても見直しが必要である。これに伴って、カリキュラム・マップの再検討や学修成果可視化の検討などへとつなげていくことが求められる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

<大学>

経営法学部

学修成果については、ディプロマ・ポリシーにおいて、「態度・志向」「知識・理解」「技能・伝達」「総合・統合」という四つの観点から、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示している。四つの観点のうち、「態度・志向」では①主体性、②多様な価値観、「知識・理解」では経営学、法学を核とした学際的知識、「技能・伝達」では①情報収集・分析・評価力、数量的スキル、論理的思考力と②コミュニケーション・スキルを、「総合・統合」では課題発見力、課題解決力を示している。これらの観点及び資質・能力は、ディプロマ・ポリシーに示している「個人と社会の発展の礎となる様々な組織が直面する諸問題に対して、規範的かつ創造的に解決する人材を養成」することに対応する形となっている【資料 3-3-1】。

看護学部

学修成果については、ディプロマ・ポリシーにおいて、「態度・志向」「知識・理解」「技能・伝達」「総合・統合」の四つの観点から、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示している。このうち、「態度・志向」には人間理解と倫理感、自己研鑽力、「知識・理解」には科学的判断と看護基礎力、「技能・伝達」には課題分析力と看護実践力、「総合・統合」には他の専門家との協働による実践力を挙げている。これらは、看護学部の教育目的「生命の尊厳を尊重し豊かな人間性を備えて一人ひとりの「生」に寄り添い、科学的根拠に基づく判断力と技術による実践力を有し他の職種と協働しつつ看護の向上に資する研鑽力を養い、地域社会の保健医療福祉に貢献できる人材を養成する」に対応している【資料 3-3-2】。

<大学院>

ディプロマ・ポリシーにおいて「法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人の育成」を目的としており、これにそった科目履修と修士論文または特定研究の成果を挙げることを明示している【資料 3-3-3】。

<エビデンス集>

【資料 3-3-1】青森中央学院大学経営法学部ディプロマ・ポリシー（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学学生便覧 25頁）

【資料 3-3-2】青森中央学院大学看護学部ディプロマ・ポリシー（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学学生便覧 69頁）

【資料 3-3-3】青森中央学院大学大学院ディプロマ・ポリシー（大学ホームページ、令和3年度青森中央学院大学大学院学生便覧 3頁）

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

<大学>

各委員会が収集したデータを基に大学経営会議教学マネジメント会議において点検・評価が行われている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた本学の取り組みの点検・評価については、学習成果等アンケート、就職実績、企業アンケートを基に分析し、適切に運営されていることを確認した。また、IR情報を活用した教育課程の検証についても、アセスメントテスト（経営法学部：PROG、看護学部：GPS-Academic）の結果、授業改善アンケート結果に基づき検証を行い総じて適切であることを確認している【資料 3-3-4】。

<エビデンス集>

【資料 3-3-4】令和3年度第12回教学マネジメント委員会議事録

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

<大学>

学修成果の点検・評価の結果は部局長会議において報告し共有するとともに、必要な改善を担当委員会において検討しており、これらの課題は事業活動PDCAサイクルシートにおいて明確にしている【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】。

<大学院>

学修成果の点検・評価の結果に関しては、修士論文について3回の中間発表と最終審査会によって多くの教員から多様なコメントを得ることができ、適切に対応することで修士論文の質的向上にフィードバックされている。

<エビデンス集>

【資料 2-3-5】令和3年度第12回教学マネジメント委員会議事録（令和4年度第1回

部局長会議資料)

【資料 2-3-6】令和3年度事業活動PDCAサイクルシート(大学ホームページ)

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学修成果の評価については、学修成果評価方針に従って的確に実施していくことが求められる。また、学修活動を活性化して優秀な人材を効果的に輩出していくためには、教育ノウハウの蓄積と絶えざる革新を継続していく必要がある。学外評価やセルフチェック、IT技術の活用など、単なる成果評価に留まらず、その先の展開や連携、成長などにも配慮した仕組みなどについても検討が求められているといえる。学外教育機関等との単位互換や教育システムの連携、課外プログラムの増大、オンライン授業の一般化など考慮すべき要素は多いといえる。

【基準3の自己評価】

青森中央学院大学・大学院のディプロマ・ポリシーは大学の教育理念及び教育目的、学部・教育目的、大学院の教育目的に基づき定められており、学生便覧等に記載し周知をしている。単位認定の基準については、科目ごとにシラバスに記載し厳正に実施している。卒業認定基準についてはディプロマ・ポリシーに基づき、卒業必修科目を含み経営法学部は124単位の修得、看護学部は126単位の修得、大学院は40単位の修得することによって、卒業・修了判定が厳正に実施されている。単位認定基準・修了認定基準は学生便覧に記載されている。進級基準は現在策定されていない。

カリキュラム・ポリシーは、各学部・大学院の教育目的に基づいて定められ、学生便覧、大学ホームページ、学校案内等において周知されている。ディプロマ・ポリシーは三つのポリシー策定時に一体的に策定されている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは各学部・大学院の教育目的に基づいて策定されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を確保している。大学・大学院の教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的な編成をしており、全科目についてシラバスを作成している。また、履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養科目については、学務委員会が教養科目の適切性を検討し実施している。授業方法では、アクティブ・ラーニングを積極的に展開実施しており、内容についてはシラバスに記載している。教授方法の改善を進めるためにFD委員会を設置し、年に数回合同のFD研修会を実施し、研修会の内容を授業に活かすように工夫を促している。

学修成果については、ディプロマ・ポリシーにおいて学生が身につけるべき資質・能力の目標を明示している。「学習成果等アンケート」をはじめとする各種アンケートの結果やキャリア支援の成果を学内で共有し、担当組織にフィードバックをしている。

大学院に関しては、いずれの項目も研究科委員会としての組織的取組が必要である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備しているか。

青森中央学院大学教育組織運営規則第 15 条において、学長は校務をつかさどり、教育職員及び一般職員を統督することを明示している。また、教育組織運営規則第 16 条および第 19 条には、それぞれ副学長および学長補佐を置くことができると定めており、学長が指定する事項について、学長の職務を助けることとしている。現状は、経営法学部、看護学部それぞれの教授 1 名と企画部長、計 3 名の学長補佐を置いて学長のリーダーシップ発揮のための支援体制としている【資料 4-1-1】。副学長は置いていない。

教育組織運営規則第 9 条に基づいて、青森中央学院大学の管理運営全般にわたる執行の先議並びに各部局との連絡調整を行うために、部局長会議を置いている。部局長会議規程第 3 条において、「教育課程及び授業に関する事項」、「学生の入退学、卒業、学位授与等に関する事項」をはじめ、「教学に関するすべての事項」に関する学長の裁量を円滑に進めるための議論を行っている【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】。

<エビデンス集>

【資料 4-1-1】 青森中央学院大学教育組織運営規則第 15 条、第 19 条

【資料 4-1-2】 青森中央学院大学教育組織運営規則第 9 条

【資料 4-1-3】 青森中央学院大学部局長会議規程第 3 条

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。

大学としての教学マネジメント構築を推進するため、教学マネジメント委員会を置いている。学長を委員長とし、学部長、研究科長、学務委員長、事務局長、企画部長、カリキュラム・コーディネーターが委員となって、教学マネジメントに関する全学および学部や研究科の現況分析、課題対応などについて統括的に取組んでいる【資料 4-1-4】。特に現況分析においては、IR 推進会議、企画部 IR 担当との連携によって、IR データの活用を図っている【資料 4-1-5】。

<エビデンス集>

【資料 4-1-4】青森中央学院大学教学マネジメント委員会規程

【資料 4-1-5】学校法人青森田中学園インスティテューショナル・リサーチ規程

大意思決定の権限と責任が明確になっているか。

教育組織運営規則第 17 条および第 18 条において、各学部、研究科では、それぞれ学部長、研究科長が学長の指示に従って当該学部または研究科の校務をつかさどることが明確化されている【資料 4-1-6】。また、研究科長は教育組織運営規則第 18 条第 2 項において、学長の指示に従い、当該研究科の校務をつかさどることとしている【資料 4-1-7】。

学長、学部長、研究科長の選考は、それぞれ学長選考規程、学部長選任規程、研究科長選考規程に則り、適切に実施している【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】。

<エビデンス集>

【資料 4-1-6】青森中央学院大学教育組織運営規則第 17 条、第 18 条

【資料 4-1-7】青森中央学院大学教育組織運営規則第 18 条第 2 項

【資料 4-1-8】青森中央学院大学学長選考規程

【資料 4-1-9】青森中央学院大学学部長選任規程

【資料 4-1-10】青森中央学院大学研究科長選考規程

・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
・教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

教学における学部の審議機関として、教授会と各種委員会を置いている。

教授会は、青森中央学院大学学則第 40 条第 2 項及び学部教授会規程第 3 条に定められている通り、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なもの」として学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとされている【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】。また、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができるとしている

【資料 4-1-13】。学部教授会規程第 3 条には、「教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なもの」として、「教育及び研究の全体方針に関する事項」、「教育課程の編成に関する事項」、「学生の退学、転学、休学、復学、転学部、留学、除籍に関する事項」、「学生の厚生補導に関する事項」、「学生の賞罰に関する事項」、「学則及び学内諸規定に関する事項」、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」、「自己点検評価、FD・SDに関する事項」、「その他、教育研究に関する事項」を定めている【資料 4-1-12】。

大学院については、青森中央学院大学大学院学則第 8 条において研究科委員会を置くことを定め、大学院学則第 8 条第 2 項において、学長が決定を行うに当たり意見を述べ

る事項として、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を定めている【資料 4-1-14】。青森中央学院大学大学院研究科委員会規程においては、審議事項として、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」のほか、「教育及び研究の全体方針に関する事項」、「教育課程の編成に関する事項」、「学生の退学、転学、休学、復学、転学部、留学、除籍に関する事項」、「学生の厚生補導に関する事項」、「学生の賞罰に関する事項」、「学則及び学内諸規定に関する事項」、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」、「自己点検評価、FD・SDに関する事項」、「その他、教育研究に関する事項」を定めている【資料 4-1-15】。

以上のように、教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。また、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知している。

<エビデンス集>

- 【資料 4-1-11】 青森中央学院大学学則第 40 条第 2 項
- 【資料 4-1-12】 青森中央学院大学学部教授会規程第 3 条
- 【資料 4-1-13】 青森中央学院大学学則第 8 条
- 【資料 4-1-14】 青森中央学院大学大学院学則第 8 条第 2 項
- 【資料 4-1-15】 青森中央学院大学大学院研究科委員会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

教学マネジメントに関しては、教学マネジメント委員会規程第 3 条第 1 項において、学長、学部長、学務委員長の他に、事務局長、企画部長と事務局次長（学事担当、カリキュラム・コーディネーターを兼務）をもって組織することとされている【資料 4-1-4】。

学部教授会及び大学院研究科委員会には、事務局長、事務局次長が参画することが、大学院研究科委員会規程第 2 条第 2 項及び学部教授会規程第 2 条第 2 項に定められており、この他に各担当の事務局次長も出席している【資料 4-1-12】【資料 4-1-15】。また、各種委員会においては、事務局長と担当の事務局次長がメンバーとなっている。

<エビデンス集>

- 【資料 4-1-4】 青森中央学院大学教学マネジメント委員会規程
- 【資料 4-1-12】 青森中央学院大学学部教授会規程
- 【資料 4-1-15】 青森中央学院大学大学院研究科委員会規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップを発揮するための支援体制として、3 名の学長補佐を配置している。また、教学マネジメント委員会には、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適

切に配置し、役割を明確化している。教学マネジメント委員会においては、令和3年度まで大学経営会議の中に設置されていたが、役割の明確化と機動的運営により教学マネジメントを推進する必要がある。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

<大学>

大学の専任教員については、大学設置基準で定める専任教員数および教授数を上回っている。2学部から成るが、経営法学部の専任教員数は33名、看護学部の専任教員数は31名であり、合計64名となっている。

経営法学部

令和3(2021)年度については、全体として教授15名、准教授7名、講師10名、助教1名を配置している。このうち、経営法学部の専門領域として、大きく3つの領域「経営領域」「法律領域」「関連領域」で構成しており、領域ごとの配置として「経営領域」教授5名、准教授2名、講師3名、「法律領域」教授2名、准教授2名、講師3名、「関連領域」教授3名、准教授2名、講師2名で教育を行っている。

看護学部

看護学の専門領域に基づき、「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」「公衆衛生看護学」の8領域に編成して、教員を配置している。令和3(2021)年度は、教授9名、准教授5名、講師6名、助教6名、助手5名の計31名で教育に当たっている。職能開発のために、助手には修士の学位を取得できるように勤務時間の調整等の支援をしている。また、実習委員会は、FD委員会と同様に最新の教育上のテーマや現状の課題を取り上げて、研修会を実施し、教育力の向上を図っている。実習委員会主催の研修会でも、グループワークによって討論、発表を行い、教員自身が能動的に研修し、教育力の向上を高めるように努めている。

<大学院>

大学院地域マネジメント研究科の専任教員については、大学院設置基準第8条第3項の定めにより、教育研究上支障を生じないことを前提に、教育研究業績のある経営法学部専任教員13名が兼ねている。この教員数は、大学院設置基準上の必要研究指導教員数5名以上、研究指導教員・研究指導補助教員数合わせて9名以上を満たしている。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

<大学・大学院>

専任教員の採用・昇任については、教員選考（採用・昇任）規程並びに教員選考（採用・昇任）に関する規則に基づき、学位の種類及び分野に応じた専任教員の確保に努めている【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】。学内の諸事情に基づいて、国立研究開発法人科学技術振興機構のポータルサイトなどを通じた公募を中心としつつ学内教員の推薦も踏まえて、教育課程に対応した科目担当者を採用している。選考に当たっては選考委員による面接試験や模擬授業に対する所見、研究および教育上の業績を基に候補者を選定し、学部長の主催する人事に関する教授会により人事委員会の構成員を選出して、学長の主催する人事委員会において業績審査委員を選出する。その後一定の期間を置いて当該人事委員会を開催して、研究業績及び建学の精神に対する理解、教育上の能力、学会等における活動実績など総合的観点から審議し、候補者を確定する。学長はその審議内容を勘案して候補者を理事長に推薦する。これを受けて、理事会における審議を経て理事長が採用の有無を決定する。

昇任に関しては、毎年7月末までに一定の要件を満たした教員は学長に昇任審査を申請する。これを受けて人事に関する教授会並びに人事委員会が開催されて、採用とほぼ同様の手続きを経て、人事委員会での昇任決定がなされたときは、学長がこれを理事長に推薦し、理事会において審議がなされて理事長が最終決定する。

<エビデンス集>

【資料 4-2-1】 青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）規程

【資料 4-2-2】 青森中央学院大学教員選考（採用・昇任）に関する規則

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD、その他の教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

<大学・大学院>

教員研修としては、毎年度当初に青森田中学園研修会を実施し、学園全体の運営に関する事項や当該年度の重点事項を共有するとともに、青森中央学院大学を含む各設置校の目標と方策を共有、確認している【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】。

FD 研修は青森中央学院大学 FD 委員会が中心となって企画、運営を行っており、研修会後には必ずアンケートを実施して研修会の在り方を検証するとともに、企画に関する教員の希望を調査している【資料 4-2-5】。

また、教育内容や方法に関する改善は、各種の授業改善アンケートの実施と教員・学生に対するフィードバックを実施し、教員個々がフィードバックされた結果を踏まえて、授業改善等に取り組むよう促している【資料 4-2-6】。

<エビデンス集>

【資料 4-2-3】 学校法人青森田中学園・社会福祉法人中央福祉会辞令交付式資料

【資料 4-2-4】 学校法人青森田中学園研修会資料

【資料 4-2-5】 2021 年度 青森中央学院大学 FD 活動報告書

【資料 4-2-6】 2021 年度 青森中央学院大学 FD 活動報告書 48～58 頁

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置に関しては、円滑な教員採用に努めることが必要である。FD、その他の教員研修の組織的な実施については、FD 委員会を中心に、学内他組織との連携により、引き続き研修の充実を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」「基準項目 4-3 を満たしていない。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

法人全体として SD 研修会を年 1 回実施しており、令和 3 年度は「学園の IR の取り組みと今後の展望」のテーマで実施した。研修会後のアンケートも必ず実施しており、その結果を企画、運営に反映している【資料 4-3-1】。また、テーマによっては、FD 研修会にも一部の職員が参加している。

<エビデンス集>

【資料 4-3-1】2021 年度 青森中央学院大学 FD 活動報告書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

研修会のテーマのほとんどは教職員合同で開催することに意味があるという認識の下に、研修会の企画、運営を大学全体で考えていくことが重要である。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

<大学・大学院>

教員の研究室として、本部棟 3～8 階に 23 室、5 号館 2～4 階に 4 室、7 号館 6～7 階に 32 室、9 号館 4 階に 7 室を整備している。各研究室には、机、椅子、書架、パソコンおよびインターネット環境を整備している。専任教員には、原則、個人研究室を用意している。7 号館については、助手・講師 2 名が 1 室で使用している研究室が 3 室あるが、いずれも各教員に個人研究室と同様の備品が整備され、個人のスペースは確保されている。大学院生については、9 号館 4 階に専用の共同研究室 2 室を整備し、個人用スペースを設けている【資料 4-4-1】。

教員の研究を推進するために研究推進委員会を設置し、学術懇談会の開催、外部研究資金獲得のための支援、研究成果公表のための紀要の発行などにあたっている【資料 4-4-2】。

<エビデンス集>

【資料 4-4-1】 令和 3 年度青森中央学院大学学生便覧「校舎見取図」

【資料 4-4-2】 青森中央学院大学研究推進委員会規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

学術研究に対する社会からの信頼と負託にこたえるため、本学において研究活動を行う全ての研究者が遵守すべき「青森中央学院大学研究活動行動規範」を定め、公正で適切な研究活動を推進している【資料 4-4-3】。

研究活動上の不正行為防止については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26（2014）年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、「青森中央学院大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を定め、不正行為の防止を図るとともに、万一不正行為が生じた場合の措置等に関して必要な事項を規定している【資料 4-4-4】。

公的研究費の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3（2021）年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、「青森中央学院大学における公的研究費の取り扱いに関する

規程」を定めている【資料 4-4-5】。これにより、「研究活動上の不正行為防止等のための運営・管理体制」を整備し、「最高管理責任者」を学長、「統括管理責任者」を事務局長、「コンプライアンス推進責任者」を各部局の長とする責任体系を明確化するとともに、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき「不正防止計画」を策定、実施している【資料 4-4-6】。また、公的研究費を適切に使用するための使用ルール等に関する相談窓口として事務局研究支援課を、公的研究費の不正使用ほか公益通報等受付窓口として事務局総務課を配置している。

本学研究者に対する研究倫理及びコンプライアンス教育として、「青森中央学院大学・青森中央短期大学研究倫理及びコンプライアンスに係る教育に関する要領」のもと、独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE)」の原則 5 年度ごとの受講および修了証書の提出を、全研究者に義務付けている【資料 4-4-6】。また、定期的な研究倫理教育に加え、外部講師を招聘して研究倫理及びコンプライアンスに係る研修会を開催し、公的研究費の適正使用が強く求められる社会的背景や、不正使用を防止するための国や機関の取組み、不正使用が発覚した場合の措置や影響、不正使用の具体的事例等を説明し、公正な研究活動に対する理解を深めている。直近では令和 2 (2020) 年度に開催し、近年の研究不正の動向や事例、国のガイドライン改正を解説し、対象者と期間を限定した動画配信も行った【資料 4-4-7】。

「青森中央学院大学研究倫理指針」「青森中央学院大学『人を対象とする研究倫理』ガイドライン」の下、人を対象とする研究の実施に係る研究倫理審査の体制と制度を整備している【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】。

<エビデンス集>

【資料 4-4-3】 青森中央学院大学研究活動行動規範

【資料 4-4-4】 青森中央学院大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

【資料 4-4-5】 青森中央学院大学・青森中央短期大学研究倫理及びコンプライアンスに係る教育に関する要領

【資料 4-4-6】 研究活動上の不正行為防止等のための運営・管理体制

【資料 4-4-7】 2020 年度研究倫理及びコンプライアンスに係る研修会

【資料 4-4-8】 青森中央学院大学「人を対象とする研究倫理」ガイドライン

【資料 4-4-9】 青森中央学院大学研究倫理審査会運営要領

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。

青森中央学院大学個人研究費規程において、専任教員を対象とした研究費について定め、経営法学部は教授、准教授、講師は年額 70 万円 (研究費 50 万円、研究旅費 20 万円)、助教は年額 35 万円 (研究費 15 万円、研究旅費 20 万円) を限度とし、看護学部は教授、准教授、講師は年額 50 万円 (研究費 25 万円、研究旅費 25 万円)、助教は年額 35 万円 (研究費 15 万円、研究旅費 20 万円)、助手は年額 15 万円 (研究費 5 万円、研究旅

費 10 万円) を限度として支給している【資料 4-4-10】。Research Assistant については、個人研究費の使途として含まれているが、実績はない。

青森中央学院大学共通研究費の運用に関する内規において、学内の複数の教員による共同研究、テーマの明確な特定の研究活動ならびに研究成果の公表について助成するための共通研究費について定めている【資料 4-4-11】。共通研究費は原則として 1 件 50 万円を上限とし、学術研究部門と地域課題研究部門の 2 部門からなり、経営法学部、看護学部毎に総額を定め、申請課題について研究推進委員会における審査意見を参考に、学長が決定している。地域課題研究部門については、両学部共通で青森県を中心とした地域の課題解決に貢献できる研究を対象に配分している。

<エビデンス集>

【資料 4-4-10】 青森中央学院大学個人研究費規程

【資料 4-4-11】 青森中央学院大学共通研究費の運用に関する内規

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

科学研究費補助金などの外部研究資金の確保のため、研究推進委員会を中心に検討を進める。研究推進委員会と研究倫理委員会が連携して、研究倫理、研究不正防止に関する啓発を計画し実施する。

[基準 4 の自己評価]

学長の適切なリーダーシップのために青森中央学院大学教育組織運営規則を策定し、学長補佐を置き、学長を補佐する体制は整えている。また、教学マネジメントを構築するために、学長を委員長とする教学マネジメント委員会を設置し現況の分析と課題の対応を協議している。大学の意思決定の権限と責任は教育組織運営規則に規定され明確になっており、教授会などの組織上の位置付けと役割については学則、学部教授会規程等に明記され、適切に機能している。

大学、各学部及び大学院については、設置基準を充足する専任教員を配置している。教員の採用・昇任については、教員選考(採用・昇任)規程及び教員選考(採用・昇任)に関する規則に基づき適切に運用している。FD 及び SD 研修会については、FD 委員会が中心となってテーマの設定、研修会の開催、アンケートの実施を行っており、今後も、大学として教学の重要項目に位置付けて充実を図っていくことが必要である。

研究の支援については、快適な研究環境の整備、研究資金確保の支援、研究倫理に関する取組を今後も確実に実施していく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

本学の経営は、「学校法人青森田中学園寄附行為」に基づき、理事会を学校法人の最高意思決定機関とし、理事長が学校法人の代表者としてその業務を総理している。理事長の総理のもと、各業務は理事会決議及び各種規程に基づいて実施されている。

理事、監事、評議員の選任は、「学校法人青森田中学園寄附行為」に基づき適切に行われている。理事会、評議員会は定期的で開催され、理事、監事、評議員の会議への出席状況も良好で、監事の業務監査及び財務監査、公認会計士による会計監査も適切に行われている。

また、「学校法人青森田中学園組織規程」及び「青森中央学院大学教育組織運営規則」により本学の組織が定められており、職務権限についても明確にされている。更に、「学校法人青森田中学園就業規則」には教職員の服務上の心得を示すほか、「学校法人青森田中学園個人情報保護に関する規程」、「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」、「青森中央学院大学ハラスメント防止等に関する規則」により、教職員に高い倫理観を有した責任ある行動を促している。研究に関しても研究倫理委員会を設け、研究活動における倫理面での規制が行われている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

理事長は建学の精神に基づく使命、目的の実現のため、令和 3 年（2021）～令和 7 年（2025）の「中期経営計画」を作成し、理事会の承認を受け、学園が永続的に発展していくための指針を示している。また、中期経営計画に基づいた学園重点事業、学園事業計画を明確に示しており、それに基づいて大学、大学院、事務局の具体的な事業計画が作成されている。事業計画は前年度計画の実行結果を検証し、その達成に向けて継続的に見直しが行われている。大学においては、毎月定期的で開催され各部局の連絡調整を行う部局長会議、学部教授会、研究科委員会によって運営されている。また、大学運営上の重要事項を審議するため、大学経営会議を設置し、随時開催されている（令和 3 年度 26 回）。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境や人権について配慮しているか。

環境への配慮について、本学は青森市中心市街地と国立公園十和田湖を結ぶ幹線道路に面し、キャンパス内に青森中央短期大学が併設されており、広大な敷地に余裕をもって校舎が配置されている。校地の西側は田地となっており、自然にも恵まれた環境にあるため、キャンパス内にも庭園や緑地帯を配し、学生にとっての学修生活環境は整備されている。

駐車場には、太陽光と風力による蓄電装置を備えた街路灯を設置し、学生に対する地球環境保護の意識向上を目指した啓蒙活動にも取り組んでいる。省エネルギー対策として、校舎内のLED化は終了しており、廊下・ホール・トイレなどに人感センサーを設置している。また、学園祭において、各模擬店でプラスチック容器ではなく、リユース食器を使用するなど環境保全に努めている。

人権への配慮について、学生及び教職員の人権尊重と両性の平等の精神により、ハラスメントに対する適切な予防及び措置を行うことを目的として、「青森中央学院大学『ハラスメントの防止等に関する規則』」が定められている。セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントを包括的に規定しており、学長、各種委員会委員長、事務局長、学長が指名した教員若干名、事務局長が指名した職員若干名で構成されるハラスメント委員会が、実際にハラスメント行為が発生した場合には、ハラスメント調査委員会を設置し、事実が確認された場合の措置を講ずるものと定められている。規則は学生便覧に提示され、学生に対しても周知されている。

また、個人情報保護に関しては「学校法人青森田中学園個人情報の保護に関する規程」を定めているほか、入学手続きに際しては、本学の個人情報について「学校法人青森田中学園における個人情報保護の基本方針」を書面で提示し、詳細に説明をしたうえで、全学生から「個人情報取り扱い承諾書」を受理し、相互の信頼関係の維持に努めている。

公益通報者の保護に関しては「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」を設け、教職員の立場に配慮している

学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため「学校法人青森田中学園危機管理規程」を定めている。この規程に定める危機管理の事象とする対象は、(1) 学園の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象、(2) 学生、職員及び地域住民等の安全に係わる重大な事象、(3) 施設管理上の重大な事象、(4) 社会的影響の大きな事象、(5) 学園に対する社会的信頼を損ねる事象、(6) その他、各前号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象と、定められている。

危機発生に際しては、迅速に対策本部が設置され、理事長が本部長を務め、学園設置校の施設長を副本部長に、学部長や関係委員会の委員長、事務局課長を本部員とする体

制になっている。過去には新型インフルエンザへの対応などにおいてその機能を発揮し、感染拡大の防止に効果を示した。

また、震災、風水害等の災害に対しては「学校法人青森田中学園防災規程」により、災害の未然防止、災害が発生した場合の被害の拡大防止、復旧を図るために必要な事項を定めている。更に、教職員に対しては具体的な事象への対応が可能なように「危機管理基本マニュアル」、「事象別危機管理マニュアル」が作成されて、構内4か所、グラウンド1か所にAEDを設置し、非常時において教職員が円滑に行動できるように準備されている。

学生に対しては、年に1度、キャンパス内にある全施設を対象に、授業時間中の災害発生を想定した避難訓練を実施するほか、キャンパス内にある3棟の学生会館(学生寮)では、会館独自の避難訓練を行い、安全確保と防災意識の向上を図っているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

事務局職員で構成される「防災プロジェクト」を組織し、防災体制・防災設備・備蓄等を整え、本学の特色を活かした防災活動に取り組むとともに、学園、地域の防災意識向上の取組みを行っている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

防災プロジェクトを中心に、防災体制・防災設備・備蓄等を継続して整え、実質的な防災訓練を検討し実施していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

理事会は、「学校法人青森田中学園寄附行為」によって、その任務や運営等が規定され、法人の最高意思決定機関として明確に位置づけられ、戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。

理事の定数は 8 人以上 10 人以内と定められ、現在 8 人の理事で構成されている。内訳は私立学校法第 38 条により寄附行為に定められ、設置校の学長・校長 2 人、評議員から選任された理事 2 人、学識経験者のうち理事会で選任された理事 4 人となっている。寄附行為第 13 条により、法人の代表権は理事長のみに与えられ、理事長は学校法人の業務を総理し最高責任者として位置づけられている。

理事会は 3・5 月に加え、9・12 月に定期的開催されるほか、必要に応じて理事長が招集しており、学校法人の業務の最終的な意思決定機関として重要事項について決議しており適切に運営されている。理事会への理事の出席率は高く、欠席時には寄附行為第 16 条第 11 項により、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示を行っている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は、18 歳人口の減少など厳しさを増しており、その変化への対応も強く求められている。このような状況下でありながら、使命、目的の達成に向けて、中長期的な視野に基づいた法人の迅速で的確な意思決定が行われており、その判断材料となるデータの集積と情報の分析を行う機能の強化に努めたい。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

本学の意志決定に至る機関として、青森中央学院大学教育組織運営規則により大学経営会議、部局長会議、学部教授会、研究科委員会が設置されており、学長が学部教授会及び研究科委員会において意思決定を行い、それに基づいた円滑な大学運営を行うための重要な組織体制となっている。

大学経営会議は、理事長、学園長、学長、学部長、研究科長、学長補佐、法人本部長、事務局長、事務局次長で組織され、理事長が招集し議長を務め、審議事項は学部学科等の設置及び改廃、教職員人事の方針、学生の定員及び入学者選抜の方針、地域連携等、経営に関する重要事項の審議を行う。

部局長会議は、理事長、学園長、学長、学部長、研究科長、学長補佐、研究所長、各センター長、各委員長、法人本部長、事務局長、事務局次長で組織され、学長が招集し議長を務め、教育課程及び授業に関する事項、学生の入学や学位の授与、学籍の異動に関する事項等、大学運営に直接的に関する事項について、管理運営全般にわたる執行の先議及び各部局との連絡調整を行う。

学部教授会は、学長、学部長及び学部の専任教授、法人本部長、事務局長、事務局次長で組織され、更に学長が必要であると認めた場合には、准教授と講師その他の職員も加えることができる。会議は学長が招集し議案の提出を行い、学部長が議長を務め、教育研究に関する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

研究科委員会は、学長、研究科長及び研究科の専任教授、法人本部長、事務局長、事務局次長で組織され、学長が招集し議案の提出を行い、研究科長が議長を務め、教育研究に関する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

また、教育研究業務を分掌するため、学部合同の委員会として教学マネジメント委員会、自己点検評価委員会、学務委員会、入試広報委員会、キャリア支援委員会、研究推進委員会、研究倫理委員会、地域社会活動委員会、FD委員会のほか、経営法学部には教育課程指導委員会、公務員試験対策委員会、カリキュラム検討委員会、グローバル人材養成プログラム推進委員会、看護学部には実習委員会、国家試験対策委員会、カリキュラム検討委員会が設置され、各分野の学内意思決定機関として整備されており適切に機能している。更に、法人直轄組織として学園設置校を包括的に機能させる各種センターも設置されているため、関連する各種委員会と連携協調し、より効率的な運営が行われている。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

学長は大学経営会議、部局長会議、学部教授会、研究科委員会の構成員になっており、大学運営の全般に発言権を有し、強い権限を持っている。

部局長会議は、大学経営会議における重要事項を大学運営に迅速に反映させる機能と、各学部運営の統一性を図るために管理運営全般にわたる執行の先議並びに各部局との連絡調整を図る機能を有し、本学において組織上も重要な位置づけがなされている。学長は部局長会議の議長として、審議事項について協議し、大学の運営方針を整理、決定する立場にあり、部局長会議の構成員は、学長の業務執行を補佐する役割も担っている。

また、学長が指定する事項について、学長の職務を助ける学長補佐を置くことができ、現在、経営法学部教授 1 名、看護学部教授 1 名、企画部長が学長補佐に指名されており、学長の職務を補佐している。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

教員からの意見や要望は、各種委員会での協議を経て、委員長を通して部局長会議に意見を反映させることができ、学長が各部門の調整を行い業務運営の改善が行われている。また、各種委員会には担当課の事務職員が配置され、事務部門からの意見も提案され、更に部局長会議及び学部教授会に各課長が出席し、最終的な決定経緯を理解することにより、事務部門の業務執行が適切に迅速にできる体制となっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

法人において、理事会、監事、評議員会が寄附行為に定められた機能を発揮しており、構成員についても、大学の管理運営状況が的確に理事会に伝えられ、理事会の意思決定が大学運営に反映される人選が行われている。監事は理事会、評議員会に出席し常に意見を述べられる環境にあり、法人と大学の各種運営機関が相互チェックできる体制が整備され、適切に機能している。

監事の選任を適切に行っているか。

監事は寄附行為第 7 条により、法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任しており、定数は 2 人で任期は 4 年となっている。監事の職務は、法人の業務及び財産状況の監査であり、これらについて毎会計年度、監査報告書を作成し理事会、評議員会に提出している。また、理事会、評議員会に出席し、不明な点について質問するなどし、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握するほか、監事としての視点、見地から意見を述べている。

評議員の選任及び評議員会の運営を適切に行っているか。

評議員会は寄附行為第 19 条により 17 人以上 21 人以内と定められており、現在、理

事総数 8 人に対して評議員は 18 人となっており、理事総数の 2 倍を超える評議員で適切に組織されている。評議員の選任については寄附行為第 23 条により次のように規定されている。

- ①この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4 名
- ②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 6 名以内
- ③評議員から選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 6 名以内
- ④学識経験者又は本法人の功労者で、理事会において選任した者 7 名

現在の評議員の内訳は 1 号評議員 4 名、2 号評議員 4 名、3 号評議員 3 名、4 号評議員 7 名となっている。4 号評議員には弁護士、医師、高等学校長、地域団体代表も含まれており、学園運営に対して幅広い意見が反映される組織構成となっている。

私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 21 条に定められた事項について、理事長は予め評議員会の意見を聞くことが求められており、理事会前に必ず評議員会を開催し（決算に関する理事会を除く）意見を求め、学園運営に関して理事長に意見を述べる諮問機関として適切に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定までの組織構成として、大学経営会議、部局長会議、学部教授会、研究科委員会、各種委員会が組織され、権限と責任の明確性や機能性は整備されている。

中長期的視点からの意思決定は、大学経営会議がその機能を担い、業務執行については部局長会議において学長がリーダーシップを発揮し、迅速な大学運営を行う体制となっている。現在、教育組織運営規則で定める学長補佐が 3 人指名され、学長が指定する事項について学長の職務を補佐する体制となっている。今後、社会経済情勢の変化や動向を踏まえ、学長の大学運営上の判断が求められる事項が多いため、副学長を設置する等、学長の負担を軽減しリーダーシップを発揮しやすい体制の強化も検討していきたい。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。

学校法人全体として「青森田中学園中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」に基づき、毎年度の事業計画と予算を決定している。各委員会からの事業計画を、各委員会の構成員となっている事務局職員を通して、法人本部と協議し予算を決定している。中長期的な計画を行うことで、借入に依存せず自己資金で事業展開が可能な財務体質を整えている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤を確立しているか。

自己資金構成比率は継続して 93%以上となっており大学法人平均を上回っている。流動比率も継続して 200%を超え、資金繰りの問題はなく、更に総負債比率は 6%台であり、借入金はなく、負債のほとんどが退職給与引当金と前受金が占めている現状から、安定した財政基盤が確立されている。

使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。

看護学部は平成 26（2014）年度開設当初から定員を確保し、その相乗効果もあり経営法学部も平成 27（2015）年度から入学定員を充足しており、今後も安定した学生の確保により安定した学生生徒納入金収入が見込まれる。学校法人全体の「日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については 3 年連続「A3」の正常状態を維持している。

使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入としては、科学研究費助成事業（科研費）、自治体等からの受託事業、地域の公益財団等からの助成事業、私立大学等改革総合支援事業の獲得に努めている。

また、競争的研究資金獲得の支援も所掌事項とする研究推進委員会が中心に取組み、令和 3 年度は 7 件（6,110,000 円）の採択となった。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

現在、財務内容については良好な状態で推移しているが、将来に亘る健全な財務体質の強化に向けて、安定的な学生数の確保及び経費の削減に努力しなければならない。

安定した財務基盤の具体的指標として、事業活動収支差額比率 10%、人件費比率 50%、

教研費比率 30%を維持し、管理経費比率 10%以下を目標とし、その実現に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

会計処理は「学校会計基準」「学校法人青森田中学園経理規程」、「学校法人青森田中学園経理規程施行細則」を遵守し適切に実施している。毎年度の事業計画と予算は、学部学科及び教育部門の各委員会から提案される事業計画を、各委員会の構成員となっている事務局職員を通して各課が集約し、事務局長、事務局次長及び法人企画部長が各課長と協議し、最終的に課長・リーダー会議において調整を行い作成しており、関係部門の意向が集約されたものとなっている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

公認会計士による会計監査は、毎会計年度中に定期的に行い、会計帳簿、証票書類の確認を行うほか、会計処理や財務状況に関しても指導のある場合は対処し、不明な点や判断の難しい場合は相談のうえ指導を受けている。決算処理後の公認会計士による監査報告では、計算書類が学校法人会計基準に準拠し、会計年度の状況及び財政状況を適正に表示していると認め、特別な監査意見はない。

監事は理事会、評議員会に出席し不明な点について質問するなど、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握するほか、監事としての視点、見地から意見を述べている。また、常に監査が可能なように監査室を設け、期中監査を実施するとともに、毎年3月には、当該年度の予算執行状況による補正予算及び次年度予算書の編成状況についても監査している。

なお、監事は文部科学省主催の「監事研修会」に参加し、学校法人を取り巻く環境や教育行政の動向についても認識を深めてもらうようにしており、その後に開催される理事会、評議員会において報告をし、理事、評議員と情報の共有を図っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施については、公認会計士及び監事による監査体制が整い、適切な状態が維持されている。

今後は、公認会計士と監事の情報交換の機会を設けるとともに、事務職員間の内部監査体制の構築が望まれる。そのためには、会計を理解した事務職員の育成が必要であるため、学内での研修に加え、外部講習会への参加などにより、事務職員全般の会計知識の向上を図っていく。

【基準5の自己評価】

「学校法人青森田中学園寄附行為」「学校法人青森田中学園組織規程」等の組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営を行っている。使命・目的の実現のために、学校法人青森田中学園「中期経営計画」を策定し、計画に基づき PDCA サイクルを回している。本学では、広大な敷地に余裕をもって校舎を配置し、キャンパス内にも庭園や緑地帯を配し環境を整えている。また人権、安全への配慮として、青森中央学院大学『ハラスメントの防止等に関する規則』等の規則・規程を策定し、適切に運用している。また、学内外の危機管理の体制として、「学校法人青森田中学園危機管理規程」等を制定し機能させている。

理事会は、「学校法人青森田中学園寄附行為」に基づいて運営され、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定については、「青森中央学院大学教育組織運営規則」に基づいて適切に運営され、各管理運営機関の意思疎通と連携は適切に行われている。教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、各委員会は教員と事務職員が構成員として配置され、各委員会の提案が部局長会議、教授会等にて協議されている。法人において理事会、監事、評議員会が「学校法人青森田中学園寄附行為」に定められた機能を発揮している。また、監事及び評議員の選任、評議員会の運営については、「青森中央学院大学教育組織運営規則」に規定され、適切に行われている。

学校法人の中長期的な計画として「青森田中学園中期経営計画（令和3～7年度）」に策定し、毎年度の事業計画と予算を決定している。自己資金構成比率、流動比率、資金繰り、総負債比率、借入金など、安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保ができている。また、平成27（2015）年度から入学定員を充足しており、安定した学生の確保により学生生徒納入金収入が見込まれている。外部資金の導入としては、科学研究費助成事業（科研費）、自治体等からの受託事業、地域の公益財団等からの助成事業、私立大学等改革総合支援事業の獲得に努めている。

会計処理は「学校会計基準」「学校法人青森田中学園経理規程」、「学校法人青森田中学園経理規程施行細則」を遵守し適切に実施している。公認会計士による会計監査は、毎会計年度中に定期的に行っている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

「内部質保証に関する基本方針」を定め、実施している【資料 6-1-1】。毎年度初めに開催される教員研修会において、自己点検・評価委員会の事業活動 PDCA サイクルシートを基に事業目標、事業計画、点検、評価指標、評価理由、改善課題について明示し、当該年度の方針を明示しており、関連する委員会、センター等の基本方針もそれぞれの事業活動 PDCA サイクルシートにより、全教職員を対象に明示している【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】。

<エビデンス集>

【資料 6-1-1】 青森中央学院大学における教育の内部質保証に関する方針

【資料 6-1-2】 学校法人青森田中学園・社会福祉法人中央福祉会辞令交付式資料

【資料 6-1-3】 学校法人青森田中学園研修会資料

内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

大学の教育の内部質保証のため、自己点検・評価委員会規程第 3 条に基づいて自己点検・評価委員会を組織している。構成員として学長、学部長、研究科長、事務局長、学長が指名した専任教員、事務局長が指名した職員となっている【資料 6-1-4】。学長指名の専任教員は両学部から、また事務局長指名の職員としては学務課職員が配置され、速やかな情報の共有が可能な教職協働の体制を整備している。

<エビデンス集>

【資料 6-1-4】 青森中央学院大学自己点検・評価委員会規程

内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

内部質保証の責任体制については、自己点検・評価委員会規程において、学長が委員長となり、両学部長及び研究科長等と協議し、内部質保証を展開している【資料 6-1-4】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準の改正や中央教育審議会答申等に柔軟に対応すべく、自己点検・評価委員会を中心に内容の理解と、対応を進める必要がある。また、すべての事業活動 PDCA サイクルシートを公表することが求められる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となって実施しており、点検・評価項目に応じて各学部、各委員会、各センター等による一次評価を依頼した上で、自己点検・評価報告書にまとめている【資料 6-2-1】。

<エビデンス集>

【資料 6-2-1】 大学ホームページ（令和3年度青森中央学院大学自己点検評価書）

エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行っているか。

自己点検・評価を毎年実施することとしており、自己点検・評価報告書においてエビデンスを明示している【資料 6-2-1】。

自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

自己点検・評価の結果を各学部教授会で報告し共有するとともに、大学ホームページにおいて公表している【資料 6-2-1】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

本学の IR の担当部署は学校法人青森田中学園企画部となっている。インスティテューショナル・リサーチ規程を令和2年度に制定し、それに基づいて教育、研究、財務等に関するデータの収集・分析を行っている【資料 6-2-2】。

<エビデンス集>

【資料 6-2-1】 大学ホームページ（令和3年度青森中央学院大学自己点検評価書）

【資料 6-2-2】 学校法人青森田中学園インスティテューショナル・リサーチ規程

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価結果の公表については、これまで事業活動 PDCA サイクルシートを公表してきた。今後は、自己点検・評価書を定期的に作成し公表する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

大学経営会議の中に設置された教学マネジメント会議で毎年度末に分析と検証を実施しており、協議内容「3つのポリシーを踏まえた本学の取組みの適切性にかかる点検・評価について」、「IR 情報を活用した教育課程の検証について」、「教学マネジメント関連取り組み事項について」の3項目を定めて点検・評価を行っている。その結果を部局長会議に報告するとともに、課題等については、関連の学部、委員会、センター等における検討につなげている【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】。

<エビデンス集>

【資料 6-3-1】令和3年度第12回教学マネジメント委員会議事録

【資料 6-3-2】令和4年度第1回部局長会議議事録

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

大学運営の改善・向上のためには、学校法人青森田中学園中期経営計画（2021～2025年度）と青森中央学院大学中期計画（2018～2022年度）に基づいて、取り組んでいる。

学校法人青森田中学園中期経営計画では、「1.教育改革・学生支援戦略」、「2.持続可能な管理運営戦略」、「3.危機管理戦略」、「4.グローバル化戦略」、「5.入試広報戦略」、「6.キャリア支援戦略」、「7.地域連携・地域貢献戦略」、「8.研究活動推進戦略」、「9.ブランド戦略」の9つの戦略が立案され、それぞれ計画、評価指標、実績を毎年度確認しながら計画的に事業を進めている【資料 6-3-3】。

青森中央学院大学中期計では、「①教員の自己点検シート導入とその共有」、「②諸外国の教育機関との連携強化」、「③特色ある研究活動の強化」、「④学生の海外経験促進」、「⑤防災に強い大学を目指すための人材育成と地域連携」、「⑥学生指導のための情報の整理と活用」、「⑦グローバル人材の育成に向けた教職員の意識向上」、「⑧特別養成プログラムの発展（学生の認知度向上、留学生向けプログラム他）」、「⑨強化指定サークル所属学生の育成方針の確認と周知」、「⑩留学生の就活サポート（日本で活躍するOBの活用）」、「⑪入試形態の多様化に向けた検討」、「⑫地元に着目した教育研究・研修機能をもつ看護実践総合センターの検討」、「⑬新カリキュラムの共通理解・学修到達度可視化に向け

た検討（教員・学生）」の13項目の計画が含まれ、毎年度末に進捗状況を確認して計画的に事業を進めている【資料 6-3-4】。

<エビデンス集>

【資料 6-3-3】学校法人青森田中学園中期経営計画（2021～2025 年度）

【資料 6-3-4】青森中央学院大学中期計画（2018～2022 年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価を毎年度実施し、自己点検・評価報告書を公表する。今後は、三つのポリシーを起点とした内部質保証の検証結果を学内で広く共有し HP 等において公表する、また、アセスメントプランを策定し、計画的にデータ収集、分析、検証活動を確実に行う。

[基準 6 の自己評価]

内部質保証に関する全学的な方針については、年度初めに開催される教員研修会において、全教員対象に明示し説明している。大学の教育の内部質保証のための委員会として、自己点検・評価委員会を組織し自己点検・評価委員会規程において、内部質保証の責任体制を明確にしている。

大学経営会議の中に設置された教学マネジメント会議において、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、三つのポリシー、教育課程等の分析と検証を実施し、部局長会議で共有している。学校法人青森田中学園企画部が本学の IR の担当部署となり、インスティテューショナル・リサーチ規程に基づき、教育、研究、財務等に関するデータの収集・分析を行っている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。大学運営の改善・向上のために、学校法人青森田中学園中期経営計画（2021～2025 年度）と青森中央学院大学中期計画（2018～2022 年度）を策定し、計画に基づいて、取り組んでいる。

今後、内部質保証に関する取り組みの公表を一層進めることが必要である。